

中央社会保険医療協議会 総会座席表

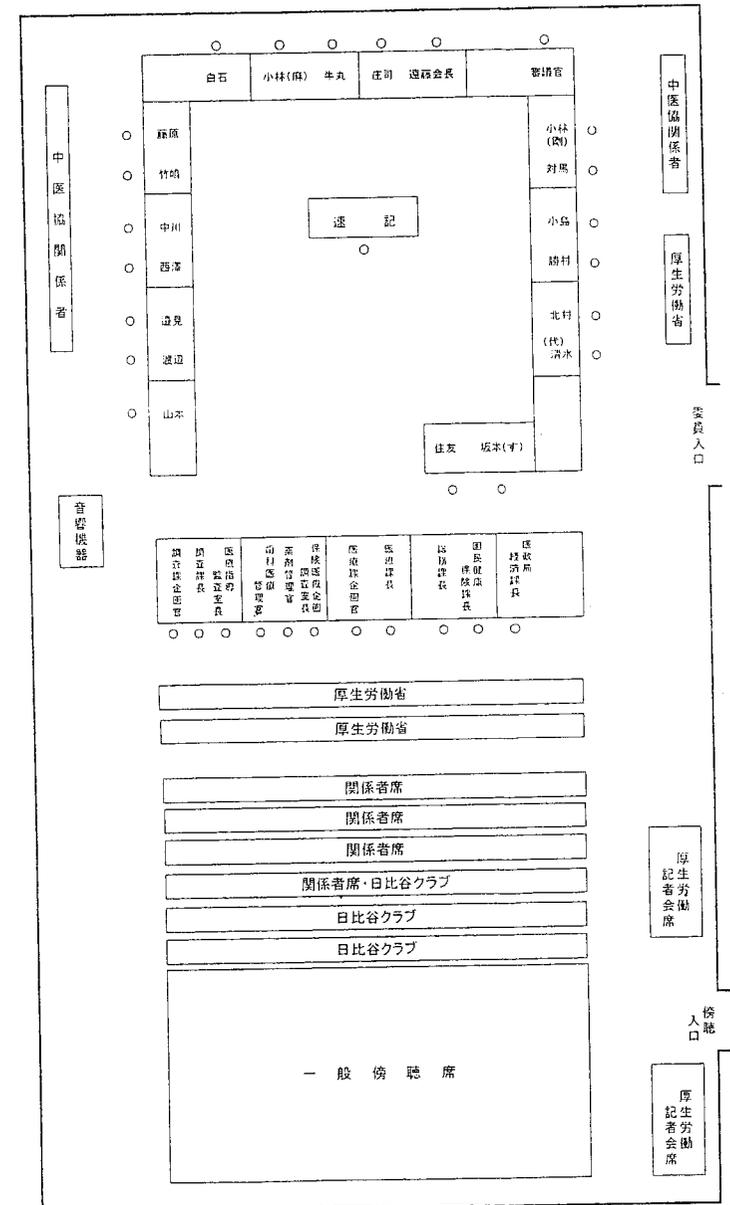
日時:平成21年3月25日(水) 10:00(目途)~10:30(目途)  
会場:厚生労働省 専用第18~20会議室 (17階)

中央社会保険医療協議会 総会 (第142回) 議事次第

平成21年3月25日(水)  
於 厚生労働省  
専用第18~20会議室

議 題

- 医療機器の保険適用について
- 先進医療専門家会議の報告について
- 医療経済実態調査について
- 主な施設基準の届出状況等について
- ボーンマロウコレクションシステムの保険適用について
- その他



1. 医科

新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されている区分) 保険適用開始年月日:平成21年3月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	特定診療報酬算定医療機器の区分
21300BZY00457000	S/S 患者モニター	ジーエー横河メディカルシステム株式会社	呼吸ガス分析装置
21300BZY00457000			基礎代謝測定装置
21300BZY00457000			体液量等測定装置(I)
21300BZY00457000			心電計(I)
21300BZY00457000			脳波計
21300BZY00457000			ハルスオキシメータ
21300BZY00457000			非観血連続血圧計
21300BZY00457000			電子観血血圧計
21400BZY00123000	S/S コンパ外モニター		呼吸ガス分析装置
21400BZY00123000			基礎代謝測定装置
21400BZY00123000			体液量等測定装置(I)
21400BZY00123000			心電計(I)
21400BZY00123000			脳波計
21400BZY00123000			ハルスオキシメータ
21400BZY00123000			非観血連続血圧計
21400BZY00123000			電子観血血圧計
219AGBZX00094000	防水ホルター心電計 SEER Light WP	株式会社ススケ	ホルター心電計
220AABZX00344000	アズリトmini	伊藤超短波株式会社	低周波治療器
220AGBZX00299000	オキントルー	株式会社ア化シオン	ハルスオキシメータ
220AGBZX00346000	ホータスキャンプラス	エム・シー・メディカル株式会社	超音波検査装置(I)
220AGBZX00346000			超音波検査装置(V)
220AIBZX00101000	プロサウンド C3	アロ株式会社	超音波検査装置(II)
220AKBZX00153000	インテグレーションファイバースコープ II	エム・シー・メディカル株式会社	内視鏡
220AKBZX00154000	ビデオ膀胱尿道鏡	エム・シー・メディカル株式会社	内視鏡
220ALBZX00066000	スーパーカトロ SP400	株式会社テカリンク	低周波治療器
22100BZX00002000	生体情報モジュール Intellivue MP2/X2	株式会社ファイブスエレクトロニクスジャパン	モニタ
22100BZX00004000	アクオム センサ	シーメンス旭フイック株式会社	心臓カテーテル検査装置
221ABBZX00003000	耳鼻咽喉ビデオスコープ OLYMPUS ENF TYPE Y0006	オリハスメディカルシステム株式会社	内視鏡
221ABBZX00004000	EVIS LUCERA 大腸ビデオスコープ OLYMPUS CF TYPE 2TH260AI	オリハスメディカルシステム株式会社	内視鏡
221ABBZX00022000	小腸ビデオスコープ OLYMPUS SIF TYPE Y0001	オリハスメディカルシステム株式会社	内視鏡
221ABBZX00030000	耳鼻咽喉ビデオスコープ OLYMPUS ENF TYPE Y0007	オリハスメディカルシステム株式会社	内視鏡
221ABBZX00046000	大腸ビデオスコープ OLYMPUS PCF TYPE Y0011 シリーズ	オリハスメディカルシステム株式会社	内視鏡
221ABBZX00047000	上部消化管汎用ビデオスコープ OLYMPUS GIF TYPE Y0022	オリハスメディカルシステム株式会社	内視鏡
221ACBZX00001000	心電計(解析機能付) MAC1600	ジーエー横河メディカルシステム株式会社	心電計(II)
221ADBZX00003000	筋電図誘発電位検査装置 MEB-2300シリーズニューロバック XI	日本光電工業株式会社	誘発反応測定装置
221AGBZX00004000	デジタル眼底カメラ CR-1 Mark II	キヤン株式会社	眼底カメラ(I)
221AGBZX00013000	デジタルラジオグラフィ CXDI-40G COMPACT	キヤン株式会社	デジタル映像化処理装置
221AGBZX00017000	ミニオン	ファイナテック株式会社	ホルター心電計
221AKBZX00006000	腎盂尿管ルシキシルビデオスコープ DUR	オリハスメディカルシステム株式会社	内視鏡
221AKBZX00007000	MR-6 ウレテロスコプ	オリハスメディカルシステム株式会社	内視鏡

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格として個別に評価されている部分) 保険適用開始年月日:平成21年3月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格(円)
20900BZY00715000	マイクカテーテル	クワイートフイック株式会社		¥54,300
21300BZY00011000	ニプロローディング複製人工肺	ニプロ株式会社	124 ディスポーザブル人工肺(複製型) (2) 体外循環型(リザーバー機能なし)	¥157,000
21800BZY10123000	ハイマイト マチナシステム	ハイマイト・ジャパン株式会社	057 人工股関節用材料 (2) 大腿骨側材料 (3) 大腿骨ステムヘッド	¥122,000
21900BZY00953000	SMAC プラス	日本シャウット株式会社	021 中心静脈用カテーテル (1) 標準型 (2) マルチルーメン イセルジンガ型	¥7,530
22000BZX01655000	VEPTRシステム	シンセス株式会社	075 固定用金属線 (1) 金属線 (1) ワイヤ	1cm当たり ¥21
22000BZX01655000			064 脊椎固定用材料 (4) 椎体フック	¥78,600
22000BZX00384000	セキュラ VR	日本メトロニック株式会社	117 挿込み型除細動器 (2) 挿込み型除細動器 (III型)	¥3,160,000
22000BZX00391000	セキュラ DR	日本メトロニック株式会社	117 挿込み型除細動器 (3) 挿込み型除細動器 (IV型)	¥3,300,000
22000BZX00723000	コンサルタ CRT-D	日本メトロニック株式会社	144 両室ペースメーカー機能付き挿込み型除細動器	¥4,190,000
22100BZY00001000	アパシールド	日本ライオン株式会社	112 ベースメーカ (5) デュアルチャンバ (III型)	¥1,100,000
22100BZX00005000	Trilliance システム	ビー・ブランク・エス・ケイ株式会社	057 人工股関節用材料 (2) 大腿骨側材料 (2) 大腿骨ステム (II)	¥419,000
22100BZX00010000	エンパス システム	日本ライオン株式会社	001 血管造影用シースイントロデューサーセット (2) 蛇行血管用	¥5,140
22100BZX00011000	ハイトクハラス 3Dルウエト コンパース II ガイドワイヤ	アポトハスキュー・ジャパン株式会社	013 経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤ (2) 複合・高度狭窄部位用	¥28,100
22100BZX00012000	トキオホート気管切開チューブ	東レメディカル株式会社	038 気管切開後留置用チューブ (1) 一般型 (1) カフ付き気管切開チューブ (1) カフ上部吸引機能なし (1) 一般管	¥4,240
22100BZX00012000			003 在宅在宅呼吸器用気管内ディスポーザブルカテーテル (1) 一般型 (1) カフ付き気管切開チューブ (1) カフ上部吸引機能なし (1) 一般管	¥4,240
22100BZX00014000	ヘルニアメッシュ	コフ精工株式会社	099 組織代用人工繊維布 (2) ヘルニア修復・胸壁補強用 (2) 形状付加型	¥19,100
22100BZX00014000			099 組織代用人工繊維布 (2) ヘルニア修復・胸壁補強用 (1) 一般	1cm当たり ¥90
22100BZX00015000	アロコホート気管支チューブ	東レメディカル株式会社	027 気管内チューブ (1) カフあり (2) カフ上部吸引機能なし	¥1,090
22100BZX00039000	コンファレント	ホストン・サイエンティフィック・ジャパン株式会社	117 挿込み型除細動器 (3) 挿込み型除細動器 (IV型)	¥3,300,000
22100BZX00049000	タカサ リハブテー ステンチシステム	ホストン・サイエンティフィック・ジャパン株式会社	130 心臓手術用カテーテル (3) 冠動脈用ステントセット (3) 再狭窄抑制型	¥378,000
22100BZX00051000	クイックフレックス	セント・ジュード・メディカル株式会社	012 血管造影用ガイドワイヤ (3) 微細血管用	¥18,900
22100BZX00051000			113 挿込み式心臓ペースメーカ用リード (1) リード (1) 経静脈リード A 標準型	¥182,000
22100BZX00066000	System-D Dolphinシステム	ナカシメディカル株式会社	057 人工股関節用材料 (1) 骨盤側材料 (2) 臼蓋形成用カップ (II)	¥97,900
22100BZX00066000			059 オプション部品 (1) 人工股関節用部品	¥29,300
22100BZX00066000			057 人工股関節用材料 (2) 大腿骨側材料 (2) 大腿骨ステム (II)	¥419,000
22100BZX00067000	インバテック PTCA ハルーンカテーテル-2	インバテック・ジャパン株式会社	130 心臓手術用カテーテル (1) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル (1) 一般型	¥127,000
22100BZX00068000	インバテック PTCA ハルーンカテーテル-3	インバテック・ジャパン株式会社	130 心臓手術用カテーテル (1) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル (1) 一般型	¥127,000
22100BZX00069000	バード フルエンチ(胆管用)	株式会社マイコン	034 胆道ステントセット (2) 自動装着システム付 (1) 永久留置型 A カバーあり	¥239,000

2. 歯科

新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されている区分) 保険適用開始年月日:平成21年3月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格(円)
220ACBZX00069000	ビナスプラス	吉田精工株式会社	デジタルX線撮影装置	

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格として個別に評価されている部分) 保険適用開始年月日:平成21年3月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格(円)
220ACBZX00064A01	アクリルリマー	ハイデンタルジャパン株式会社	045 義歯床用熱可塑性樹脂	1g ¥23

先進医療専門家会議における第2項先進医療の科学的評価結果

整理番号	先進医療名	適応症	先進医療費用※ (自己負担)	保険外併用療養費※ (保険給付)	総評	技術の概要
155	光トポグラフィ検査を用いたうつ状態の鑑別診断補助(国際疾病分類第10版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。))に係るものに限る。	国際疾病分類第10版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。))に係るものに限る。	1万3千円 (1回)	2万1千円	適	別紙

※ 届出医療機関における典型的な症例に要した費用

【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。

別紙

先進医療の名称	光トポグラフィ検査を用いたうつ状態の鑑別診断補助(国際疾病分類第10版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。))に係るものに限る。)
適応症	国際疾病分類第10版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。))に係るものに限る。
内容	精神疾患の臨床診断は通常、患者本人や家族からの問診結果に基づいてなされるが、問診から得られる情報が十分でなかったり、情報を十分に得てもなお診断の確定が困難である場合が少なくない。特に、うつ病、双極性障害及び統合失調症等は、いずれも初期にうつ状態を呈することが多いため、正確な鑑別診断はしばしば困難である。また、これまでは精神疾患の診断に関する定量的な検査方法が確立されていなかったため、医師による臨床診断も客観性が十分でないという現状がある。これに対して本技術は、臨床診断に加え、光トポグラフィ検査*のデータをを用いた脳機能評価を行うことにより、うつ状態の原因となっている精神疾患の客観的な診断を初めて可能にするものである。 ※:血液中のヘモグロビンが近赤外光を吸収する性質を利用して、血液中のヘモグロビン濃度変化等を測定する。多チャンネル装置を頭部に用いると、大脳皮質の脳血流量変化(脳血流活性化状態を反映)を非侵襲的に計測できる。なお、脳腫瘍等に対する脳外科手術の術中検査については、既に保険適用されている。
(効果)	うつ状態の患者は、光トポグラフィ装置のプローブを装着した状態で、指定する漢文字から始まる言葉をできるだけ多く発話するよう求める課題(言語流暢性課題)を60秒間行なう。患者が課題を行なった後、光トポグラフィ装置は、頭頂葉や側頭葉における脳活動状態の変化を測定し、リアルタイムに画像化する。さらに、そのデータを解析し、課題に対する脳の活性化様式はいずれの精神疾患のパターンに合致するかを判別することにより、臨床診断を補助して正確な鑑別診断を行う。検査前後の準備時間を含め、10~15分程度で完了する。
(効果)	本技術により、臨床診断の正確性が高まるため、うつ状態が軽度である段階から適切な治療を開始できる。これにより、早期の症状改善や重症化予防が可能となり、いつかは入院期間の短縮、社会復帰の促進、医療費の削減にも寄与するものと考えられる。さらに、適切な治療機会を逸した精神疾患に起因する自殺が減少することも期待される。また、本技術による検査結果は、画像表示等により客観的に把握できることから、精神疾患の正確な診断が促進されるとともに、患者本人や家族の病状理解を助け、患者中心の精神医療の実現に資するものである。
実施科	(先進医療に係る費用) 約1万3千円
精神科	

当該技術の医療機関の要件(案)

先進医療評価用紙(第1号)

先進技術としての適格性	
先進医療の名称	光トポグラフィー検査を用いたうつ状態の鑑別診断補助(国際疾病分類第10版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。)に係るものに限る。)
適応症	A. 妥当である。 B. 妥当でない。(理由及び修正案: )
有効性	A. 従来技術を用いるよりも大幅に有効。 B. 従来技術を用いるよりもやや有効。 C. 従来技術を用いるのと同程度、又は劣る。
安全性	A. 問題なし。(ほとんど副作用、合併症なし) B. あまり問題なし。(軽い副作用、合併症あり) C. 問題あり(重い副作用、合併症が発生することあり)
技術的成熟度	A. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとっていないと行えない。
社会的妥当性(社会的倫理的問題等)	A. 倫理的問題等はない。 B. 倫理的問題等がある。
現時点での普及性	A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 C. 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。
効率性	既に保険導入されている医療技術と比較して、 A. 大幅に効率的。 B. やや効率的。 C. 効率性は同程度又は劣る。
将来の保険取裁の必要性	A. 将来的に保険取裁を行うことが妥当。 B. 将来的に保険取裁を行うべきでない。
総評	総合判定: <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 コメント: 従来、検査結果に基づくことなく臨床症状のみで行われてきたうつ状態の鑑別に、補助検査とはいえ、初めて客観的指標を導入するものである。初診時や治療経過の中で、診断の確度を高めることにより、早期診断や適切な治療選択を行う上で有用である。特に、うつ状態が始まる若年の双極性障害(躁うつ病)は、うつ病として長期にわたり治療される場合が多く、適切な治療の遅れが指摘されているが、この問題を解決する上でも有用である。

先進医療名及び適応症: 光トポグラフィー検査を用いたうつ状態の鑑別診断補助(国際疾病分類第10版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。)に係るものに限る。)	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	<input checked="" type="checkbox"/> (精神科又は心療内科) ・不要
資格	<input checked="" type="checkbox"/> (精神保健指定医) ・不要
当該診療科の経験年数	<input checked="" type="checkbox"/> ( 5 ) 年以上 ・不要
当該技術の経験年数	<input checked="" type="checkbox"/> ( 1 ) 年以上 ・不要
当該技術の経験症例数(注1)	実施者〔術者〕として ( 10 ) 例以上 ・不要 〔それに加え、助手又は術者として ( ) 例以上 ・不要〕
その他(上記以外の要件)	
II. 医療機関の要件	
診療科	<input checked="" type="checkbox"/> (精神科又は心療内科) ・不要
実施診療科の医師数(注2)	<input checked="" type="checkbox"/> ・不要 具体的内容: 常勤の精神保健指定医1名以上
他診療科の医師数(注2)	<input checked="" type="checkbox"/> ・不要 具体的内容: 神経内科又は脳神経外科の常勤医1名以上
その他医療従事者の配置(薬剤師、臨床工学技士等)	<input checked="" type="checkbox"/> (臨床検査技師) ・不要
病床数	要 ( 床以上) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
看護配置	要 ( 対1看護以上) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
当直体制	要 ( ) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
緊急手術の実施体制	要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
院内検査(24時間実施体制)	要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
他の医療機関との連携体制(患者容態急変時等)	要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要 連携の具体的内容:
医療機器の保守管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> ・不要
倫理委員会による審査体制	<input checked="" type="checkbox"/> ・不要 審査開催の条件: 届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
医療安全管理委員会の設置	<input checked="" type="checkbox"/> ・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	<input checked="" type="checkbox"/> ( 10 症例以上) ・不要
その他(上記以外の要件、例: 遠隔診療の実施体制が必要等)	
III. その他の要件	
頻回の実績報告	要 ( 月間又は 症例までは、毎月報告) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
その他(上記以外の要件)	

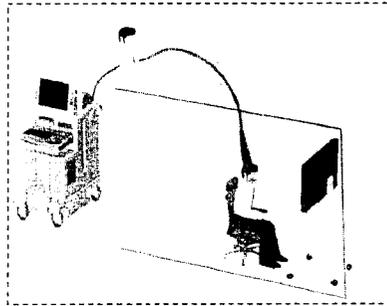
注1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、実施者〔術者〕として ( ) 例以上・不要の欄に記載すること。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、経験年数〇年以上の△科医師が〇名以上。なお、医師には歯科医師も含まれる。

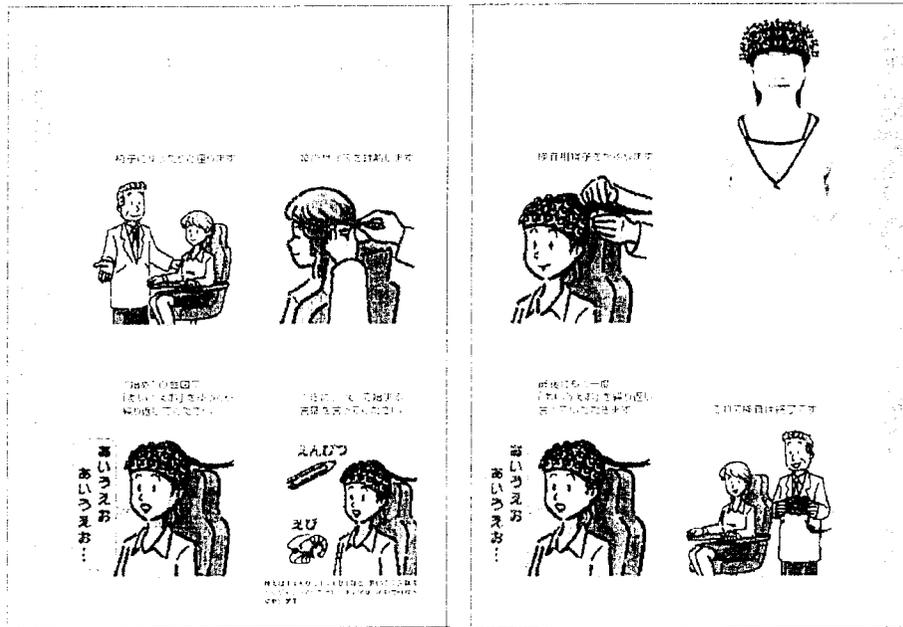
備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること、医療機関名は記入しないこと

【参考】届出医療機関提出資料より一部改変

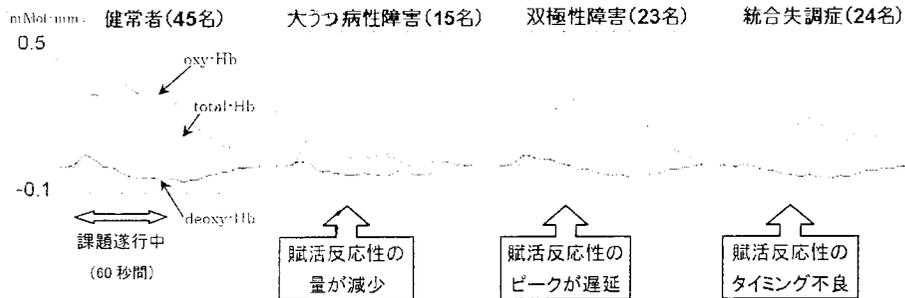
○光トポグラフィー検査の実際



※実際には、第五などで切れるので十分な状態検電が得られる。



○本検査により得られる前頭葉チャンネル平均波形



第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

一般診療所 1/25  
歯科診療所 1/50  
保険薬局 1/25

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととする。

1. 調査時期及び報告時期

(1) 調査時期

調査月は平成21年6月とする。  
調査年は平成21年3月末までに終了する直近の事業年（度）とする。  
（参考）第16回調査 平成19年6月

(2) 報告時期

速報値の報告時期は平成21年10月末とする。  
本報告については、今回は従来の単月調査に加え、年間（決算）データの調査も実施するため、調査項目を今回の調査に係る暫定的な措置として削減しており、報告内容も軽微なものとなること等の理由から、集計・公表は行わないこととする。  
（参考）第16回調査  
【速報値の報告日】 平成19年10月26日  
【本報告の報告日】 平成20年 7月 9日

2. 調査対象及び抽出率

(1) 調査対象

調査対象は前回と同様とする。  
（参考）第16回調査  
社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。  
ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原簿病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。  
また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

(2) 抽出率

抽出率は前回と同様とする。  
（参考）第16回調査  
病院 1/5（特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1/1）

3. 調査内容等の変更点

(1) 年間（決算）データの調査

従来の単月調査に加え、平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）の損益状況、従業員の給料等について、新たに調査する。なお、単月調査と同時にを行うため、調査対象施設となる医療機関等の記入負担等を考慮し、調査項目については、原則として速報値で報告しているものを対象とし、追加は必要最小限にとどめる。

(2) 調査項目の名称変更

「医療経済実態調査（医療機関等調査）」における年間（決算）データの活用に関する懇談会」の委員から、「〇〇収入」はある特定の取引による入金があった場合を表し、「収支差額」は一連の入金と出金の差引残額を表す表現のため、現行の会計制度（発生主義）にはなじまないとの指摘を受けたことから、それぞれ「〇〇収益」及び「損益差額」に変更する。

(3) 調査項目の追加

次の調査項目について、新たに調査項目を追加する。ただし、年間（決算）データの調査を行うことから、新たに調査項目を追加する場合は、従来の調査項目を削減する必要がある。

<共通事項>

- 〇事業年（度）に関する項目  
・直近の事業年（度）の調査

<病院調査票>

- 〇一般病棟入院基本料に関する項目  
・準7対1入院基本料の算定状況
- 〇救急医療に関する項目  
・年間の緊急入院患者数が200名以上

<保険薬局調査票>

- 〇保険調剤の状況に関する項目  
・調剤した全ての医薬品の数量（薬価基準の規格単位ベース）に占める後発医薬品の割合

(4) 調査項目の廃止

年間（決算）データの調査を行うことから、調査票の簡素化、調査の効率化を図るため、速報値で報告されない項目を中心に、次の調査項目を廃止する。

◎：速報値で使用 ○：本報告で使用 ×：使用せず

<病院調査票>

- ①基本データに関する次の項目  
・ 現在の医薬用建物の建築（改築）年月（×）  
・ 医薬用建物の保有形態及び延べ面積（○）  
・ 病床の状況のうち、介護療養型医療施設等の許可病床数（×）、稼働病床数に関する項目（○）  
・ 入院患者の状況（○）  
・ 外来診療等の状況（○）※休診日数は◎  
・ 承認等の状況のうち、臨床研修病院の指定の有無（○）
- ②収支に関する次の項目  
・ 入院診療収益の内訳（◎）  
・ 外来診療収益の内訳（◎）  
・ 委託費の内訳（○）  
・ 設備関係費のうち、賃借料に関する項目（○）※土地賃借料は除く  
・ 経費の内訳（○）
- ③給与に関する項目のうち、職種別非常勤職員の給料月額（○）、労働時間に関する項目（◎）
- ④設備投資に関する項目（○）
- ⑤租税公課・借入金等に関する次の項目  
・ 借入金に関する項目（◎）  
・ 福利厚生費（×）

<一般診療所及び歯科診療所調査票>

- ①基本データに関する次の項目  
・ 現在の医薬用建物の建築（改築）年月（×）  
・ 医薬用建物の保有面積及び延べ面積（○）  
・ 青色申告の有無（×）  
・ 従業者の状況（×）  
・ 病床・入院患者の状況のうち、療養病床数（×）、介護病床数（×）、在院患者延べ数（○）※一般診療所調査票のみ  
・ 外来診療等の状況（○）※休診日数は◎
- ②収支に関する次の項目  
・ 青色事業専従者給与費（×）  
・ 委託費の内訳（○）  
・ その他の医薬・介護費用の内訳（○）※土地賃借料は除く

- ③給与に関する項目のうち、職種別非常勤職員の給与月額（×）、労働時間に関する項目（◎）
- ④設備投資に関する項目（○）
- ⑤租税公課・借入金等に関する次の項目  
・ 借入金に関する項目（◎）

<保険薬局調査票>

- ①基本データに関する次の項目  
・ 代表者又は開設者の職種（×）  
・ 現在の薬局用建物の建築（改築）年月（×）  
・ 薬局用建物の保有形態及び延べ面積（○）  
・ 施設基準等の届出状況（○）  
・ 代表者又は開設者の勤務状況（×）  
・ 青色申告の有無（×）  
・ 営業の状況（○）※休日日数は◎  
・ 調剤基本料の請求区分（○）  
・ 保険調剤の状況のうち、調剤報酬明細書の件数（○）  
・ 従業者の状況のうち、青色事業専従者に関する項目（×）、労働時間に関する項目（◎）、無給の家族従業者に関する項目（×）
- ②収支に関する次の項目  
・ 青色事業専従者給与費（×）  
・ 医療事務委託費（○）  
・ その他の経費のうち、水道光熱費（○）、賃借料に関する項目（○）、広告宣伝費（○）※土地賃借料は除く  
・ 借入金に関する項目（◎）
- ③設備投資に関する項目（○）
- ④処方せん・医薬品の状況に関する項目（○）※調剤用備蓄医薬品目数は除く

4. 集計区分

速報値で報告する項目は、次のとおりとする。

(1) 基本集計（別紙1・2参照）

①病院

介護収益のない病院が減少してきていることから、「集計1」の対象施設を「医薬・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設」とし、「集計1」および「集計2」を行う。

②一般診療所

「集計1」と「集計2」の施設数の違いが僅かであることから、歯科診療所・保険薬局と同様に「集計2」のみを行う。

③歯科診療所・保険薬局  
前回と同様に「集計2」のみを行う。

集計1：医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計  
集計2：調査に回答した全ての医療機関等の集計

(2) 機能別集計等

- ①病院機能別の損益状況
  - ・特定機能病院
  - ・歯科大学病院
  - ・DPC対象病院
  - ・こども病院
  - ・地域医療支援病院
  - ・回復期リハビリテーション病棟入院基本料算定病院
  - ・小児入院医療管理料算定病院
  - ・亜急性期入院医療管理料算定病院
  - ・ハイケアユニット入院管理料算定病院
  - ・年間の緊急入院患者数が200名以上の病院(新)
- ②一般病棟入院基本料別の損益状況
- ③一般病院 病床規模別の損益状況
- ④100床当たりの損益状況(新)
- ⑤一般診療所 主たる診療科別の損益状況
- ⑥院外処方率別の損益状況
- ⑦保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況
- ⑧職種別常勤職員1人平均給料月(年)額等
- ⑨一般病院 職種別常勤職員1人平均給料月額額の推移
- ⑩療養病床を有する病院の損益状況
- ⑪療養病床を有しない病院の損益状況
- ⑫損益率の分布
- ⑬事業年(度)の分布(新)

(3) 速報値の報告から廃止される項目

「3. 調査内容の変更点」の(4)に記載されている調査項目が廃止されるため、次の項目が廃止される。

- ①1施設当たりの従事者数
- ②借入金の状況(年額)

(4) 税引き後の損益差額(当期純損益)の表示の追加

法人立の医療機関等について、従来の損益差額(税引前当期純損益)に加え、税

引き後の損益差額(当期純損益)の表示を追加する。

なお、これに伴い、一般診療所及び歯科診療所の速報値で報告する全ての項目について、従来の「個人」、「その他」の分類から、「個人」、「法人」、「その他」の分類に変更する。

(5) 年間(決算)データの集計の追加(別紙3・4参照)

年間(決算)データの集計は、集計1または集計2の「基本集計」、「100床当たりの損益状況(病院のみ)」、「職種別常勤職員1人平均給料月額等」、「損益率の分布」、「事業年(度)の分布」とする。

(6) その他

定点観測的手法を用いた調査については、廢化無作為抽出を行ったうえで、前回調査においても調査に参加した医療機関等について、前回調査と比較を行う定点観測的調査を実施する。

5. その他

有効回答率の向上方策として、次のことを行う。

- ①ホームページを利用した電子調査票の活用を進める。
  - ②調査対象となった医療機関等が「中央社会保険医療協議会」を知らない場合があるため、調査票に「厚生労働省」の名称及び「シンボルマーク」並びに「キヤッチフレーズ」を入れ、国が実施している調査であることを強調する。
  - ③診療側関係団体から団体所属施設に対して、調査の周知や回答喚起などの協力を得ながら進める。
- なお、診療側関係団体への調査票各名簿の提供は行わないこととする。

(別紙1)

集計区分について

区分	医療・介護収益を占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等の集計	調査に回答した全ての医療機関等の集計
病院	集計1 (再掲)	集計2
二級診療所		
歯科診療所	集計1 (再掲)	集計2
保険薬局		

(別紙2)

医療・介護収益に占める介護収益の割合別施設数・比率の比較

(変更後)

区分	医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等の集計	調査に回答した全ての医療機関等の集計
病院	集計1 (再掲)	集計2
二級診療所		
歯科診療所	集計1 (再掲)	集計2
保険薬局		

医療・介護収益に占める介護収益の割合	一般診療所						保険薬局						歯科大学病院・特定機能病院・小児こども病院							
	施設数		比率		施設数		比率		施設数		比率		施設数		比率		施設数		比率	
	第15回	第16回	第15回	第16回	第15回	第16回	第15回	第16回	第15回	第16回	第15回	第16回	第15回	第16回	第15回	第16回	第15回	第16回	第15回	第16回
0%以下	730	681	95.8%	90.7%	670	824	90.2%	91.7%	3,199	3,049	87.4%	81.7%	1,148	250	4.0%	6.1%	250	61	1.6%	1.6%
0%超 ~ 1%未満	14	17	1.9%	2.4%	52	55	7.0%	6.1%	35	35	4.0%	4.0%	35	61	1.0%	1.5%	61	69	1.4%	1.9%
1%以上 ~ 2%未満	3	3	0.4%	0.4%	10	4	1.3%	0.4%	59	69	1.5%	1.8%	59	69	0.7%	0.8%	69	87	1.5%	1.8%
2%以上 ~ 5%未満	3	3	0.4%	0.4%	2	6	0.3%	0.7%	54	67	1.5%	1.8%	54	67	0.7%	0.8%	67	87	1.5%	1.8%
5%以上 ~ 10%未満	4	1	0.5%	0.1%	1	0	0.1%	0.0%	34	31	0.9%	0.8%	34	31	0.4%	0.4%	31	31	0.6%	0.6%
10%以上 ~ 15%未満	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	25	37	0.7%	1.0%	25	37	0.7%	1.0%	37	51	1.4%	1.4%
15%以上 ~ 20%未満	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	34	51	1.0%	1.4%	34	51	1.0%	1.4%	51	39	1.0%	1.0%
20%以上 ~ 30%未満	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	35	35	1.0%	1.0%	35	35	1.0%	1.0%	35	39	1.0%	1.0%
30%以上 ~ 40%未満	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0	17	0.5%	0.5%
40%以上 ~ 50%未満	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0	27	0.7%	0.7%
50%以上	755	711	100.0%	100.0%	743	899	100.0%	100.0%	3,659	3,659	100.0%	100.0%	3,659	3,659	100.0%	100.0%	3,659	3,728	100.0%	100.0%
合計	1,038	961	100.0%	100.0%	1,123	1,155	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第16回医療経済実態調査(医療機関等調査) 調査票回答状況

Table with 5 columns: 病院 (Hospital), 一般診療所 (General Clinic), 歯科診療所 (Dental Clinic), 保健薬局 (Pharmacy). Rows include 日付 (Date) and 対象施設数 (Number of facilities) with sub-rows for response counts and percentages.

【(再掲)有効回答件数、回答率】

Summary table for effective responses and response rates, showing total counts and percentages for the date 2007/9/30.

速報の集計項目

(12号の番号)
○:調査・集計・報告を行うもの
×:報告を行わないもの
\*:集計・報告を行わないもの
-:調査を行わないもの

Table ①: 病院 (Hospitals) - Detailed breakdown of response status for various hospital departments across 16 survey periods.

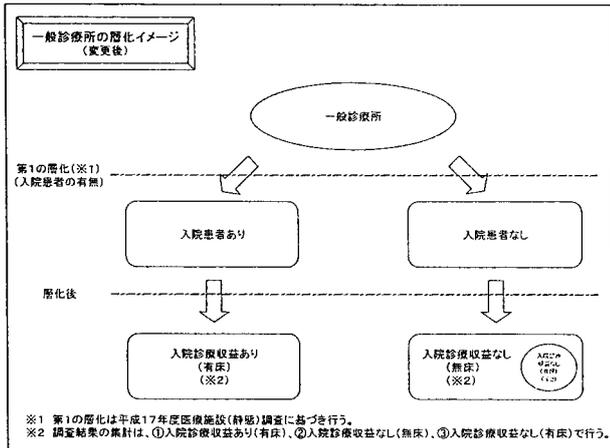
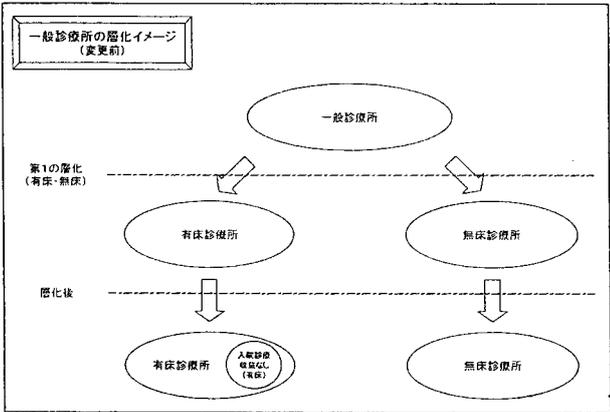
Table ②: 一般診療所 (General Clinics) - Detailed breakdown of response status for various clinic departments across 16 survey periods.

Table ③: 歯科診療所 (Dental Clinics) - Detailed breakdown of response status for various dental clinic departments across 16 survey periods.

Table ④: 保健薬局 (Pharmacies) - Detailed breakdown of response status for various pharmacy departments across 16 survey periods.

(注): 消費税課税対象外費用は、租税公課、損害保険料、寄付金、通勤手当





第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）  
における調査票（案）

- 病院調査票 ----- 1
- 一般診療所調査票 ----- 9
- 歯科診療所調査票 ----- 15
- 保険薬局調査票 ----- 21

(案)

H 医

秘

総務省承認 NO.\*\*\*\*\*  
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月

医療経済実態調査

(病院調査票)

(提出期限 平成21年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓ 必ずご記入ください

貴施設名			
記入者氏名		部署	
連絡先	電話番号	市外コード	(内線)
	FAX番号		
	e-mail		@

厚生労働省  
中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 病院の開設者 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)	
1 国立(独立行政法人含む) 2 公立 3 公営 4 社会保険関係 5 医療法人	
6 個人 7 その他の法人	①:

2 病床の状況 (平成21年6月30日現在)	
	一般病床 療養病床 精神科病床 結核病床 感染症病床 合計
許可病床数 ②:	床 ③: 床 ④: 床 ⑤: 床 ⑥: 床 ⑦: 床

3 処方の状況 (平成21年6月1か月間)	
処方せん料の算定(院外処方)の回数	⑧: 回
処方料の算定(院内処方)の回数	⑨: 回

4 特定入院料の算定状況 (平成21年6月30日現在、該当する番号(1又は2)を記入してください。)	
1 回復期リハビリテーション病棟入院料	1 算定している ・ 2 算定していない
2 小児入院医療管理料1又は2又は3	1 算定している ・ 2 算定していない
3 急性期入院医療管理料	1 算定している ・ 2 算定していない
4 ハイケアユニット入院医療管理料	1 算定している ・ 2 算定していない

5 入院基本料等の状況 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)	
1 一般病棟入院基本料	1 7対1 ・ 2 7対1 ・ 3 10対1 ・ 4 13対1 ・ 5 15対1
2 特定機能病院入院基本料(一般病棟)	6 特別入院基本料 ・ 7 該当していない
	1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 該当していない

6 承認等の状況 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)	
地域医療支援病院の承認の有無	1 あり ・ 2 なし

7 救急医療の状況 (直近の事業年(度)の実績で、該当する番号を記入してください。)	
年間の緊急入院患者数が200名以上	1 いる ・ 2 いない

8 直近の事業年(度)	
(個人入の場合は記入の必要はありません。)	平成 年 月 ~ 平成 年 月

第2 損 益

I 医業収益

科 目	金額 (平成21年6月分)	金額 (直近の事業年(度))
1 入院診療収益(患者負担含む)	①	②
2 特別の療養環境収益	③	④
3 外来診療収益(患者負担含む)	⑤	⑥
4 その他の医業収益	⑦	⑧
医業収益合計	⑨	⑩

II 介護収益

科 目	金額 (平成21年6月分)	金額 (直近の事業年(度))
1 施設サービス収益	⑪	⑫
2 居宅サービス収益	⑬	⑭
（うち）短期入所療養介護分	⑮	⑯
3 その他の介護収益	⑰	⑱
介護収益合計	⑲	⑳

※ 病院として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III その他の収益

科 目	金額 (平成21年6月分)	金額 (直近の事業年(度))
1 受取利息及び配当金	記入不要	⑳
2 その他の収益	㉑	㉒
その他の収益合計	記入不要	㉓

IV 医業・介護費用

科 目	金額 (平成21年6月分)	金額 (平成21年6月分)
1 材料費	㉔	㉕
(1) 医薬品費	㉖	㉗
(2) 診療材料費・医療消耗器具備品費	㉘	㉙
(3) 歯科材料費	㉚	㉛
(4) 検査用材料費	㉜	㉝
2 給与費 (「第3 給与」の⑬の金額を記入してください。)	記入不要	㉞
3 委託費	㉟	㊱
4 設備関係費	㊲	㊳
(うち)減価償却費	㊴	㊵
(うち)建物減価償却費	㊶	㊷
(うち)医療機器減価償却費	㊸	㊹
(うち)土地賃借料	㊺	㊻
5 経 費	㊼	㊽
6 その他の医業・介護費用	㊾	㊿
医業・介護費用合計	記入不要	㊿

V その他の費用

科 目	金額 (平成21年6月分)	金額 (直近の事業年(度))
1 支払利息	記入不要	㊿
2 その他の費用	㊿	㊿

VI 特別損益

科 目	金額 (平成21年6月分)	金額 (直近の事業年(度))
1 特別利益	記入不要	㊿
2 特別損失	㊿	㊿

VII 補助金・負担金等

科 目	金額 (平成21年6月分)	金額 (直近の事業年(度))
1 人件費補助	記入不要	㊿
2 運営費補助	㊿	㊿
3 設備費補助	㊿	㊿

第3 給 与

I 給料

職 種	常 勤 職 員 (平成21年6月分)				常 勤 職 員 (直近の事業年(度))			
	人 員	給 料	人 員	給 料	人 員	給 料	人 員	給 料
病院長	①	人①	②	人②	③	人③	④	人④
医 師	⑤	人⑤	⑥	人⑥	⑦	人⑦	⑧	人⑧
歯科医師	⑨	人⑨	⑩	人⑩	⑪	人⑪	⑫	人⑫
薬剤師	⑬	人⑬	⑭	人⑭	⑮	人⑮	⑯	人⑯
看護職員	⑰	人⑰	⑱	人⑱	⑲	人⑲	㉑	人㉑
看護補助職員	㉒	人㉒	㉓	人㉓	㉔	人㉔	㉕	人㉕
医療技術員	㉖	人㉖	㉗	人㉗	㉘	人㉘	㉙	人㉙
事務職員	㉚	人㉚	㉛	人㉛	㉜	人㉜	㉝	人㉝
技能労務員・労務員	㉞	人㉞	㉟	人㉟	㊱	人㊱	㊲	人㊲
役員	㊳	人㊳	㊴	人㊴	㊵	人㊵	㊶	人㊶
合 計	㊷	人㊷	㊸	人㊸	㊹	人㊹	㊺	人㊺

II 賞与

職 種	常 勤 職 員 (平成21年6月分)		常 勤 職 員 (直近の事業年(度))	
	人 員	賞 与	人 員	賞 与
病院長	①	人①	②	人②
医 師	③	人③	④	人④
歯科医師	⑤	人⑤	⑥	人⑥
薬剤師	⑦	人⑦	⑧	人⑧
看護職員	⑨	人⑨	⑩	人⑩
看護補助職員	⑪	人⑪	⑫	人⑫
医療技術員	⑬	人⑬	⑭	人⑭
事務職員	⑮	人⑮	⑯	人⑯
技能労務員・労務員	⑰	人⑰	⑱	人⑱
役員	㉑	人㉑	㉒	人㉒

III 給与費等の内訳

給与費内訳	平成21年6月分	直近の事業年(度)
非常勤職員給料	㉓	㉔
賞与支給額	記入不要	㉕
退職給付費用	㉖	㉗
法定福利費	㉘	㉙
給与費等の合計	記入不要	㉚

※ ㉚ 額 = ㉓ 額 + ㉔ 額 + ㉕ 額 + ㉖ 額 + ㉗ 額

第4 資 産 ・ 負 債

○ 個人立病院は平成20年12月31日現在、個人立以外の病院は平成21年3月末までに終了した直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部		金 額	
科 目			
I 流動資産	①		
II 固定資産	②		
III 繰延資産	③		
資 産 合 計	④		

負 債 の 部		金 額	
科 目			
IV 流動負債	⑤		
V 固定負債	⑥		
負 債 合 計	⑦		

第5 租税公課等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)	金額					
租税公課(※)	①					
損害保険料	②					
寄付金	③					

※「租税公課」は、原則として税法上損金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

税金(直近の事業年(度)の年額)	金額					
法人税	④					
住民税	⑤					
事業税	⑥					

※ 個人立病院については記入の必要はありません。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金額					
通勤手当	⑦					

- 6 -

7

8

(案)

〔 医 〕

秘

総務省承認 NO. \*\*\*\*\*  
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月

医療経済実態調査

(一般診療所調査票)

(提出期限 平成21年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓ 必ずご記入ください

貴施設名			
記入者氏名		印	
連絡先	電話番号	市外局番	市内局番 (内線 )
	FAX番号		
	e-mail		@

第1 基本データ

1 貴院の開設者	(平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)		
	1 個人	2 医療法人	3 その他 ①
2 主たる診療科目	(平成21年6月30日現在、応答する診療科目のうち、主たる診療科目の番号(別添「記入要領」3頁参照)を記入してください。) ②		
3 病床の状況(有床診療所のみ記入してください)	(平成21年6月30日現在)		
許可病床数	③		床
4 処方の状況	(平成21年6月1か月間)		
処方せん料の算定(院外処方)の回数	④		回
処方料の算定(院内処方)の回数	⑤		回
5 直近の事業年(度)	(個人立の場合は記入の必要はありません。) 平成 年 月 ~ 平成 年 月		

I 医療収益

科目	金額(平成21年6月分)				金額(直近の事業年(度))			
	千円	百円	十円	円	千円	百円	十円	円
1 入院診療収益	①				②			
(1)保険診療収益(患者負担含む)								
(2)公費等診療収益	③				④			
(3)その他の診療収益	⑤				⑥			
2 外来診療収益	⑦				⑧			
(1)保険診療収益(患者負担含む)								
(2)公費等診療収益	⑨				⑩			
(3)その他の診療収益	⑪				⑫			
3 その他の医療収益	⑬				⑭			
医療収益合計	⑮				⑯			

II 介護収益

科目	金額(平成21年6月分)				金額(直近の事業年(度))			
	千円	百円	十円	円	千円	百円	十円	円
1 施設サービス収益	⑰				⑱			
2 居宅サービス収益	⑲				⑳			
(うち)短期入所療養介護分	㉑				㉒			
3 その他の介護収益	㉓				㉔			
介護収益合計	㉕				㉖			

※ 診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 医療・介護費用

科目	金額(平成21年6月分)				金額(直近の事業年(度))			
	千円	百円	十円	円	千円	百円	十円	円
1 給与費 (「第3 給与」の⑳欄を記入してください。)	記入不要				㉗			
2 医薬品費	㉘				㉙			
3 材料費	㉚				㉛			
(うち)給食用材料費	㉜				㉝			
4 委託費	㉞				㉟			
5 減価償却費	記入不要				㊱			
(うち)建物減価償却費	記入不要				㊲			
(うち)医療機器減価償却費	記入不要				㊳			
6 その他の医療・介護費用	㊴				㊵			
(うち)土地賃借料	㊶				㊷			
(うち)支払利息	㊸				㊹			
医療・介護費用合計	記入不要				㊺			

第4 資産・負債

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所(医療法人立診療所など)のみ記入してください。
- 個人立診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の診療所は平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資産の部		金額			
科目		千円	百円	十円	円
I 流動資産	①				
II 固定資産	②				
III 繰延資産	③				
資産合計	④				

負債の部		金額			
科目		千円	百円	十円	円
IV 流動負債	⑤				
V 固定負債	⑥				
負債合計	⑦				

I 給与

職種	常勤職員(平成21年6月分)				常勤職員(直近の事業年(度))			
	人員	賞与	千円	百円	人員	賞与	千円	百円
院長 (個人立診療所専任者又は兼務者)	①	人	⑫		⑬	人	⑭	
医師	②	人	⑮		⑯	人	⑰	
歯科医師	③	人	⑱		⑲	人	⑳	
薬剤師	④	人	㉑		㉑	人	㉒	
看護職員	⑤	人	㉓		㉓	人	㉔	
看護補助職員	⑥	人	㉕		㉕	人	㉖	
医療技術員	⑦	人	㉗		㉗	人	㉘	
事務職員 (上記職種に専任していない専任者)	⑧	人	㉙		㉙	人	㉚	
技能労務員・労務員	⑨	人	㉛		㉛	人	㉜	
役員 (個人立診療所専任者又は兼務者)	⑩	人	㉝		㉝	人	㉞	
合計	⑪	人	㉟		㊱	人	㊲	

II 賞与

職種	常勤職員(平成21年6月分)				常勤職員(直近の事業年(度))			
	人員	賞与	千円	百円	人員	賞与	千円	百円
院長 (個人立診療所専任者又は兼務者)					㊳	人	㊴	
医師					㊵	人	㊶	
歯科医師					㊷	人	㊸	
薬剤師					㊹	人	㊺	
看護職員					㊻	人	㊼	
看護補助職員					㊽	人	㊾	
医療技術員					㊿	人	㊽	
事務職員 (上記職種に専任していない専任者)					㊿	人	㊾	
技能労務員・労務員					㊿	人	㊾	
役員 (個人立診療所専任者又は兼務者)					㊿	人	㊾	

III 給与費等の内訳

給与費内訳	平成21年6月分				直近の事業年(度)			
	千円	百円	十円	円	千円	百円	十円	円
非常勤職員給料	㊿				㊿			
賞与支給額	記入不要				㊿			
退職給付費用	記入不要				㊿			
法定福利費	㊿				㊿			
給与費等の合計	記入不要				㊿			

※ ㊿欄 = ㊿欄 + ㊿欄 + ㊿欄 + ㊿欄 + ㊿欄

第5 租税公課等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)		金額			
科目		千円	百円	十円	円
租税公課(※)	①				
損害保険料	②				
寄付金	③				

※「租税公課」は、原則として税法上課金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

税金(直近の事業年(度)の年額)		金額			
科目		千円	百円	十円	円
法人税	④				
住民税	⑤				
事業税	⑥				

※ 個人立診療所については記入の必要はありません。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)		金額			
科目		千円	百円	十円	円
通勤手当	⑦				

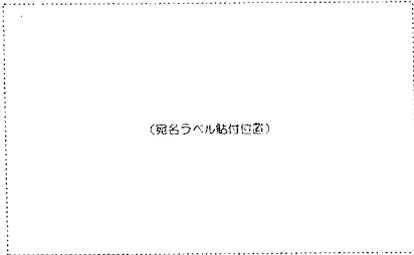


総務省承認 NO. \*\*\*\*\*  
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月  
医療経済実態調査

(歯科診療所調査票)

(提出期限 平成21年7月31日)



(宛名ラベル貼付位置)

↓必ずご記入ください

Table with fields for facility name, registrant name, telephone, fax, and email.

厚生労働省  
中央社会保険医療協議会

1 病院の開設者 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)  
2 ユニット数 (平成21年6月30日現在)  
3 地方の状況 (平成21年6月1か月間)  
4 直近の事業年(度)

第2 損益

第3 給与

I 医療収益

Table for medical revenue with columns for item, amount for June 2009, and amount for the latest fiscal year.

II 介護収益

Table for nursing revenue with columns for item, amount for June 2009, and amount for the latest fiscal year.

※ 歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 医薬・介護費用

Table for medical and nursing expenses with columns for item, amount for June 2009, and amount for the latest fiscal year.

I 給料

Table for salaries showing personnel and salary for regular employees in June 2009 and the latest fiscal year.

II 賞与

Table for bonuses showing personnel and bonus for regular employees in June 2009 and the latest fiscal year.

III 給与賞等の内訳

Table for breakdown of salaries and bonuses for June 2009 and the latest fiscal year.

※ ⑨欄 = ⑤欄 + ⑥欄 + ⑦欄 + ⑧欄 + ⑩欄

第4 資産・負債

○この調査票は、青色申告で「資産負債表(資産負債表)」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所(医療法人立歯科診療所など)のみ記入してください。  
 ○個人立歯科診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所は平成21年3月末日までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資産の部		金額				
科目		①	②	③	④	⑤
I 流動資産						
II 固定資産						
III 繰延資産						
資産合計						

負債の部		金額				
科目		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
IV 流動負債						
V 固定負債						
負債合計						

第5 租税公課等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)	金額				
租税公課(※)	①				
損害保険料	②				
寄付金	③				

※「租税公課」は、原則として税法上償金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(歯科医師会費や町内会費など)です。

税金(直近の事業年(度)の年額)	金額				
法人税	④				
住民税	⑤				
事業税	⑥				

※個人立歯科診療所については記入の必要はありません。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金額				
通勤手当	⑦				

- 4 -

19

- 5 -

(案)

P 医

秘

総務省承認 NO. \*\*\*\*\*  
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月

医療経済実態調査

(保険薬局調査票)

(提出期限 平成21年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

必ずご記入ください

実施地名	
記入者氏名	部署
連絡先	電話番号 (市外番号) (四桁)
	FAX番号
	e-mail

厚生労働省  
中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 薬局の開設主体	(平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)
	1 法人 2 個人 ①:

2 保険調剤の状況	
処方せん枚数	(平成21年6月1か月間) ②: 枚
(うち)後発医薬品を調剤した処方せん枚数	(平成21年6月1か月間) ③: 枚
調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち後発医薬品の割合(平成21年6月1か月間)	④: %

3 調剤用備蓄医薬品目数 (薬価基準収載品目) (平成21年6月30日現在)	内用薬	外用薬	注射薬
	品目 ⑤: (うち)後発医薬品目数 ⑥:	品目 ⑦: 品目 ⑧:	品目 ⑨: 品目 ⑩:

4 従事者の状況	(平成21年6月30日現在)
職種	薬剤師 (個人立の場合は記入の必要はありません) 事務職員 その他の職員 合計
従事者数	⑪: 人 ⑫: 人 ⑬: 人 ⑭: 人

5 直近の事業年(度)	
(個人立の場合は記入の必要はありません。)	平成 年 月 ~ 平成 年 月

第2 損 益

I 収益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1 保険調剤収益(患者負担含む)										
2 公営等調剤収益										
3 その他の薬局事業収益										
収益合計										

II 介護収益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
1 居宅サービス収益										
2 その他の介護収益										
介護収益合計										

※ 保険薬局として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 費用

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
1 給与費										
2 医薬品等費 :(うち)調剤用医薬品費										
3 委託費										
4 減価償却費 :(うち)建物減価償却費 :(うち)調剤用機器減価償却費										
5 その他の経費 :(うち)土地賃借料 :(うち)利子割引料										
費用合計										

第3 資産・負債

○ この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。  
○ 個人薬局は平成20年12月31日現在、個人薬局以外の薬局は平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部		金 額				
科 目		①	②	③	④	⑤
I 流動資産						
II 固定資産						
III 繰延資産						
資産合計						

負 債 の 部		金 額				
科 目		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
IV 流動負債						
V 固定負債						
負債合計						

第4 租 税 公 課 等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)	金 額				
	①	②	③	④	⑤
租税公課(※)					
損害保険料					
寄付金					

※「租税公課」は、原則として税法上償金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(薬剤師会費や町内会費など)です。

税金(直近の事業年(度)の年額)	金 額				
	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
法人税					
住民税					
事業税					

※ 個人薬局については記入の必要はありません。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金 額				
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
通勤手当					

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）  
における調査票記入要領（案）

○ 病院調査票記入要領	1
○ 一般診療所調査票記入要領	17
○ 歯科診療所調査票記入要領	31
○ 保険薬局調査票記入要領	45

平成21年6月 医療経済実態調査

病院調査票 記入要領



厚生労働省  
中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（病院等調査）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の病院を対象とします。ただし、開設者が医療機関であるもの（特定機能病院及び歯科大学病院は除く。）、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、原簿病院、自衛隊病院等の特殊な病院は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる病院を、DPC対象病院の指定の有無別、介護療養施設サービス事業実施の有無別、病床数が200床以上・未満別、院外処方の有無別、地域別、病院種別及び開設者別に層化し、特定機能病院、歯科大学病院及び小児科病院（小児総合医療施設）については1/1、その他については1/5を無作為に抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月31日までに必需するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-\*\*\*\* 東京都千代田区森が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や債務調査のための資料として使用することは絶対にありません。  
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医療と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して調査票に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。  
また、看護師養成事業等の附属事業に関するものは医療保険分を含めてください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより併合して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 病院として調査客体となったが、休・廃止した場合、あるいは診療所となった場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医学 医療経済実態調査事務局】  
フリーダイヤル 0120-00-0000  
フリーダイヤル FAX 0120-xx-xx-xx  
受付時間 平日 △△:△△~△△:△△

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。

1 病院の開設者	病院が該当する開設者の番号を記入してください。
1 国 立	独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構が開設する病院、国立高度専門医療センター、通信病院のことで
2 公 立	都道府県立、市町村立、地方独立行政法人のことで
3 公 的	日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会のことで
4 社会保険関係	全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員協会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合のことで
7 その他の法人	公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社など1～6に該当しない法人のことで
2 病床の状況	許可病床数、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を病床種別ごとに記入してください。
3 地方の状況	平成21年6月1日から平成21年6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。
8 直近の事業年(度)	平成21年3月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。 個人立病院については、記入の必要はありません。

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

○ この調査票には、特に示してあるもの以外は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に提供した医薬及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。ただし、家計分は含めないでください。

○ 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあつては、当該年(度)の損益計算書の数字を基礎としてください。

○ 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該病院のみを推計して記入してください。

1 医療収益 【調査票①～⑩欄】	
1 入院診療収益 (患者負担含む) 【調査票① ⑥欄】	入院患者の医療に係る収益で、次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額などによる収益 (2) 公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる収益 (3) 自費診療、特別メニューの食事など（ただし、特別の療養環境収益に係るものは除く）による収益
2 特別の療養環境収益 【調査票② ⑦欄】	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額を記入してください。
3 外来診療収益 (患者負担含む) 【調査票③ ⑧欄】	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額などによる収益 (2) 公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる収益 (3) 自費診療などによる収益
4 その他の医療収益 【調査票④ ⑨欄】	次の(1)～(4)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 保健予防活動収益 各種の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動による収益 (2) 医療相談収益

	人間ドック、妊産婦保健指導など個別的保健予防活動による収益
(3) 委託検査・施設利用収益	他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備譲渡を他の医療機関の利用に供した場合の収益
(4) その他の医療収益	文書料など上記の科目に属さない医療収益 保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/12の額を、この欄から減算し調整してください。
II 介護収益 【調査票⑪～⑭欄】	病院として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。
1 施設サービス収益 【調査票⑪ ⑭欄】	施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2 居宅サービス収益 【調査票⑫ ⑬欄】	居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)短期入所療養介護分 【調査票⑬ ⑭欄】	上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3 その他の介護収益 【調査票⑬ ⑭欄】	文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/12の額を、この欄から減算し調整してください。
III その他の収益 【調査票⑮～⑲欄】	
1 受取利息及び配当金 【調査票⑲欄】	直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
2 その他の収益 【調査票⑮ ⑯ ⑰ ⑱欄】	有価証券売却益、患者外給費収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益を記入してください。 なお、補助金・負担金等による収益はこの欄ではなく、調査票3頁の「VII 補助金・負担金等」の欄に記入してください。
IV 医薬・介護費用 【調査票⑳～㉑欄】	「I 医療収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。

1 材料費	
(1) 医薬品費 【調査票②③ ④⑤欄】	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品とは、投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤を含む）、試薬、造影剤、外用薬、歯科用薬剤の費消額をいいます。
(2) 診療材料費・医療消耗器具備品費 【調査票②③ ⑥⑦欄】	(1) 診療材料費 レントゲンフィルム、薬液、ギプス粉、包帯、ガーゼ、結合糸、糸など1回ごとに消費するものの費消額をいいます。 (2) 医療消耗器具備品費 ① 注射針、筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉗子類、歯科用の石膏、印象材などの診療用具で使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。 ② 食器、ざる、食缶、鍋など患者給食用具で使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。
(3) 歯科材料費 【調査票②⑦ ⑧⑨欄】	歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額をいいます。
(4) 給食用材料費 【調査票②⑦ ⑩欄】	費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。
2 給与費 【調査票⑩欄】	「第3 給与」の⑦欄の金額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
3 委託費 【調査票⑩ ⑪欄】	検査、給食、寝具、洗濯、医療用廃棄物、歯科技工、医療事務、清掃、経理、設備などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
4 設備関係費 【調査票⑩ ⑫欄】	支払った金額などを記入してください。 「設備関係費」に該当する費目は「参考資料1」（12頁）を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち)減価償却費 【調査票⑫欄】	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輦船舶などの減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
(うち)建物減価償却費 【調査票⑫②欄】	建物の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
(うち)医療機器減価償却費 【調査票⑫③欄】	医療機器の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
(うち)土地賃借料 【調査票⑫ ⑬欄】	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料を記入してください。
5 経費 【調査票⑫ ⑭欄】	支払又は費消した金額を記入してください。 「経費」に該当する費目は「参考資料2」（13頁）を参考にし、その合計額を記入してください。

6 その他の医療・介護費用 【調査票⑬ ⑮欄】	研究研修費（研究材料の費用、研究研修用図書の新入費、学会への参加費など）や本部費・本部役員報酬に係る費用で病院の負担に属する額などを記入してください。
V その他の費用 【調査票⑮ ⑯欄】	
1 支払利息 【調査票⑰欄】	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
2 その他の費用 【調査票⑰ ⑱欄】	有価証券売却損、患者外給食材料費、貸倒損失などの費用で、上記の科目に含まれないものを記入してください。
VI 特別損益 【調査票⑱ ⑲欄】	直近の事業年（度）実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
1 特別利益 【調査票⑲①欄】	固定資産売却益などの特別利益（補助金・負担金を除く）を記入してください。
2 特別損失 【調査票⑲②欄】	固定資産売却損などの特別損失を記入してください。
VII 補助金・負担金等 【調査票⑲③ ⑲⑤欄】	国、地方公共団体、系統機関などからの補助金・負担金等の交付金を人件費補助、運営費補助、設備費補助の交付目的によって区分し、直近の事業年（度）実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。

「第3 給与」の記入要領（調査票4頁）

○ この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。	
○ 個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給している者についても、この調査票に含めて記入してください。	
○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。	
常勤職員 【調査票① ④⑤欄】	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料 【調査票① ④⑤欄】	
人員 【調査票① ⑥⑦欄】 【調査票②③ ④⑤欄】	平成21年6月及び直近の事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。
給料 【調査票① ⑥⑦欄】 【調査票②③ ④⑤欄】	平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 なお、年俸制を適用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1/12の額と平成21年6月に支給した握手手当とを合算した額及び直近の事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した握手手当とを合算した額を記入してください。
病院長	個人立病院の開設者でない病院長、個人立病院以外の病院長について記入してください。 個人立病院の開設者である病院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。
看護職員	保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
看護補助職員	看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者（介護者）をいいます。
医療技術員	診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。

役員	医療法人立などの病院の理事長、理事、監事等で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 理事（長）兼病院長の場合は「病院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。
II 賞与 【調査票④⑤ ⑥⑦欄】	常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。 個人立病院で、青色事業専従者に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する賞与は計上しないでください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
人員 【調査票④⑤ ⑥⑦欄】	直近の事業年（度）に賞与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者として賞与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。
賞与 【調査票④⑤ ⑥⑦欄】	直近の事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 個人立病院で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。
III 給与費等の内訳	
非常勤職員給料 【調査票⑥⑧ ⑥⑨欄】	平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員以外者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。
賞与支給額 【調査票⑥⑩欄】	直近の事業年（度）に職員（非常勤職員を含む）に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。 個人立病院で、青色事業専従者に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する賞与は計上しないでください。
退職給付費用 【調査票⑥⑪欄】	直近の事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
法定福利費 【調査票⑥⑫ ⑥⑬欄】	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。
	(1) 平成21年6月及び直近の事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当給付金の事業主負担額
	(2) 直近の事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当給付金の事業主負担額及びその1/12の額
	(3) 直近の事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額及びその1/12の額
給与費等の合計 【調査票⑥⑭欄】	この欄の金額を「第2 損益」の「2 給与費」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票5頁)

- この調査票の記入にあたっては、個人立病院は平成20年12月31日現在、個人立以外の病院は直近の事業年(度)の貸借対照表の数値を基礎としてください。
- 2つ以上の病院の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、病床数、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を従って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 【調査票①欄】	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 【調査票②欄】	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 【調査票③欄】	創業者(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 【調査票④欄】	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 【調査票⑤欄】	地方債(企業債を含む)及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支所、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。 なお、地方債による長期借入金を借入資本金として整理している場合についても、この欄に含めて記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票6頁)

- この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」	
租税公課 【調査票⑥欄】	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、献金
損害保険料 【調査票⑦欄】	火災保険料、病院賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。 なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。
寄付金 【調査票⑧欄】	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。
「税金(直近の年(度)の年額)」	税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、 <u>税金総額を利益(営業収益-営業費用)金額の割合で按分し、表裏両面性となった病院分の負担額を記入してください。</u> この按分が不可能な場合は医療収益額、職員数などを用いて計算してください。
法人税 【調査票⑨欄】	個人立病院については記入の必要はありません。 個人立以外の病院は直近の事業年(度)の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。
住民税 【調査票⑩欄】	個人立病院については記入の必要はありません。 個人立以外の病院は直近の事業年(度)の住民税確定申告書の「年税額」「法人税割額」+「均等割額」の金額を記入してください。
事業税 【調査票⑪欄】	個人立病院については記入の必要はありません。 個人立以外の病院は直近の事業年(度)の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。
「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」	通勤費用の現金支給、通勤用定期乗券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料 1

「設備関係費」について (調査票3頁)

- 「第2 損益」の「IV 医療・介護費用」のうち、「4 設備関係費」に含まれる費目は、次のとおりです。
- なお、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/1.2の額としてください。

減価償却費	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費
設備器械賃借料	設備、器械の使用料(リース料、レンタル料)
土地賃借料	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
建物賃借料	建物、構築物(門、へいなど)を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
修繕費	有形固定資産に損傷、腐蝕、汚損が生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用。(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の半、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器械保守料	器械の保守契約に係る費用
器械設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用

参考資料 2

「経費」について (調査票3頁)

- 「第2 損益」の「IV 医療・介護費用」のうち、「5 経費」に含まれる費目は、次のとおりです。
- なお、\*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/1.2の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診察、健康診断などを行った場合の減価額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給付 業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。 * 従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用 * 通信料、電話料、郵便料金など通信のための費用 * カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。 * 事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。 * 運営諸会議など院内管理のための会議の費用 * 電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用。ただし、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料に係るものは除く。 * 生命保険料、病院賠償責任保険料など保険契約に基づく費用。ただし、福利厚生費(上記参照)、器械設備保険料(12頁参照)及び車両関係費(12頁参照)に該当するものを除く。 * 接待費及び慶弔など交際に関する費用 * 各種任意団体に対する会費、分相金などの費用 * (1) 事業税、消費税、印紙税、登録免許税などの租税で原則として税法上損金に算入されるもの。
-------	---

ただし、固定資産税等（12頁参照）及び車両関係費（12頁参照）に該当するものを除く。  
 (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金

放収不能損失  
 雑 費

\* 徴収不能損失引当金（貸倒引当金）への繰入額  
 寄付金など上記の科目に属さない費用

平成21年6月 医療経済実態調査

一般診療所調査票 記入要領



厚生労働省  
 中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（一般診療所調査票）

I 調査の概要

- 1 調査の目的  
 病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。
- 2 調査の対象及び客体  
 (1) 調査の対象  
 社会保険による診療を行っている全国の一般診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、刑務所、船内等に設置される一般診療所等は除外します。また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター及び夜間診療所等も除外します。  
 (2) 調査の客体  
 調査対象となる一般診療所を、入院患者の有無別、主たる診療科別、介護療養施設サービス事業の有無別、院外処方の有無別、地域別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。
- 3 調査の主体  
 中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。
- 4 調査の時期  
 平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。
- 5 調査票の種類  
 (1) 第1 基本データ  
 (2) 第2 損益  
 (3) 第3 給与  
 (4) 第4 資産・負債  
 (5) 第5 租税公課等
- 6 調査の方法  
 医療機関の管理者が記入します。
- 7 調査票の提出期限  
 調査票は、平成21年7月31日までに必需するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に発送してください。

〒100-\*\*\*\* 東京都千代田区蔵が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
 厚生労働省医政局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や後援調査のための資料として使用することは絶対にありません。また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
(2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医療と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医療に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
(3) 本院、分院等の関係において、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査対象となった施設分のみ記入してください。
(4) 一般診療所として調査対象となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
(2) 金額は単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
(3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
(4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】
フリーダイヤル 0120-000-0000
フリーダイヤルFAX 0120-XXXX-XXXX
受付時間 平日 ΔΔ:ΔΔ~ΔΔ:ΔΔ

○ この調査票は、特に示してあるもの以外は、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。

2 主たる診療科目

検挙する診療科目のうち、主たる診療科目について、以下の番号を記入してください。該当する診療科目がない場合は、最も近い診療科目を記入してください。ただし、麻酔科については、麻酔科の広告許可を受けている者のいる施設に限ります。
なお、主たる診療科目の考え方の優先順位は、①科目別患者数が多いもの、②院長又は常勤医師(非常勤医師のみときは管理医師)の主たる専門科目、③院長が主たる診療科目として判断するものとします。

(診療科目)

Table with 3 columns of medical specialties and their corresponding codes (e.g., 01 内科, 02 呼吸器内科, 03 循環器内科, etc.)

3 病床の状況(有床診療所のみ)

許可病床数、医療法の規定に基づき使用許可を受けている前病床数を記入してください。

4 処方状況

平成21年6月1日から6月30日の期間内の処方せん枚の算定(院外処方)の回収及び処方科の算定(院内処方)の回収を記入してください。

5 直近の事業年(度)

平成21年3月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。個人立診療所については、記入の必要はありません。

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるもの以外は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に提供した医療及び介護に関連するすべての収益(支払基金・国保連等請求中の未収分を含む)と、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。ただし、家計分は含めなくてください。
○ 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書(収支決算書)の数字を基礎としてください。
○ 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該診療所のみを推計して記入してください。

- I 医療収益 [調査票①~⑩欄]
1 入院診療収益 [調査票①~⑩欄]
(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票① ③欄]
(2) 公費等診療収益 [調査票② ⑩欄]
(3) その他の診療収益 [調査票④ ⑩欄]
2 外来診療収益 [調査票④~⑩欄]
(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票④ ⑩欄]
(2) 公費等診療収益 [調査票⑤ ⑩欄]
(3) その他の診療収益 [調査票⑥ ⑩欄]
3 その他の医療収益 [調査票⑦ ⑩欄]

入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、福祉手助法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
自費診療、特別メニューの食事、特別の療養環境収益(特別室の特別料金徴収額)などの金額を記入してください。
外来(往診を含む)患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、福祉手助法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
外來患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。
次の(1)~(3)までの収益の合計額を記入してください。
(1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種診療等

の公衆衛生・地域医療活動などによる収益
学校医・産業医の手当などを年払い、期払いなどの形態で受給している場合、平成21年6月分については、直近の事業年(度)の受給額(税込)の1/12の額を記入してください。
(2) 医師会病院からの運付金、受託検査収益、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、生命保険の審査料、文書料(診断書料)、各種手数料などによる収益
(3) その他の収益
① 有価証券売却益、患者外給費収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益
② 受取利息、配当金、補助金(直近の事業年(度)において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの)、退職給付引当金、徴収不能引当金などの繰引当金の戻入額などによる収益
保険等査定減については、直近の事業年(度)実績及びその1/12の額を、この欄で減算し調整してください。
II 介護収益 [調査票⑪~⑬欄]
1 施設サービス収益 [調査票⑪ ⑬欄]
施設サービスに係る収益(短期入所療養介護を除く)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2 居宅サービス収益 [調査票⑫ ⑬欄]
居宅サービスに係る収益(短期入所療養介護を含む)で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)短期入所療養介護区分 [調査票⑫ ⑬欄]
上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3 その他の介護収益 [調査票⑬ ⑬欄]
文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。
III 医療・介護費用 [調査票⑭~⑯欄]
1 給与費 [調査票⑭ ⑯欄]
「I 医療収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。
「第3 給与」の⑦欄の金額を記入してください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

2 医薬品費  
【調査票②③④⑤⑥】

費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。  
医薬品費とは、投薬用品、外用薬、注射用品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤などの費消額をいいます。  
貴診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。  
(注) 円未満は四捨五入してください。

(1) 平成21年6月分  
① 月次決算で医薬品のたな卸（帳簿たな卸を含む）を実施している場合  
5月末たな卸高+6月医薬品購入費-6月末たな卸高

② ①以外の診療所において、年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合

6月分診療収益×  
直近の事業年（度）の医薬品費  
直近の事業年（度）の診療収益

③ ①②に該当しない場合  
直近の事業年（度）の医薬品購入額の1/12の額

(2) 直近の事業年（度）分  
① 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合  
直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額

② ①に該当しない場合  
直近の事業年（度）の医薬品購入額

3 材料費  
【調査票②③④⑤⑥】

費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

(1) 診療材料費  
レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸、糸など1回ごとに消費するものの費消額

(2) 医療消耗器具備品費  
注射針、筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉛字類などの診療用具、食器、ざる、食缶、鍋などの患者給食用具で使用を開始したものの費消額（払出額）

なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。

(うち)給食材料費  
【調査票②③④⑤⑥】

費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

4 委託費

検査、給食、医療用廃棄物、医療事務、役員、洗濯、清掃、経理、啓

備、各種器具保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。  
年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/12の額を記入してください。

5 減価償却費  
【調査票③④⑤⑥】

税務申告などのために作成した直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入してください。  
平成21年6月分については、記入の必要はありません。  
損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年（度）実績がない診療所は、別添の「補助簿（減価償却資産勘定記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。  
この場合、「減価償却費」及び「医薬・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。

(うち)建物減価償却費  
【調査票③④⑤⑥】

建物の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。  
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

(うち)医療機器減価償却費  
【調査票③④⑤⑥】

医療機器の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。  
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

6 その他の医薬・介護費用  
【調査票③④⑤⑥】

支払又は費消した金額を記入してください。  
「その他の医薬・介護費用」に該当する費目は、「参考資料」(1)2～13頁)を参考に、その合計額を記入してください。

(うち)土地賃借料  
【調査票③④⑤⑥】

土地賃借料の金額を記入してください。

(うち)支払利息  
【調査票③④⑤⑥】

金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の事業年（度）実績を記入してください。  
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員  
【調査票①～⑥⑦⑧】

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。

I 給料  
【調査票①～④⑤⑥】

人員  
【調査票①～⑩⑪⑫】  
【調査票②③④⑤⑥】  
平成21年6月及び直近の事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。  
個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。

給料  
【調査票②③④⑤⑥】  
【調査票③④⑤⑥】  
平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。  
個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。

給料（本簿又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。  
また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。  
なお、年俸制を適用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1/12の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。

院長  
個人立診療所の開設者でない院長、個人立診療所以外の院長について記入してください。  
個人立診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

看護職員  
保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。

看護補助職員  
看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者（介護者）をいいます。

医療技術員  
診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。

技能労務員・労務員  
電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。

役員

医療法人立などの診療所の理事長、理事、監事として役員としての業務に従事している者をいいます。  
理事（表）兼院長の場合は「院長」、理事長専務の場合は「専務職員」の欄に記入してください。

II 賞与  
【調査票④⑤⑥⑦⑧】

常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。  
使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。  
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

人員  
【調査票④⑤⑥⑦⑧】

直近の事業年（度）に賞与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。  
個人立診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。

賞与  
【調査票④⑤⑥⑦⑧】

直近の事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。  
個人立診療所で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。

III 給与等の内訳  
【調査票④⑤⑥⑦⑧】

非常勤職員給料  
【調査票⑥⑦⑧】  
平成21年6月及び直近の事業年（度）に非常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。

賞与支給額  
【調査票④⑤⑥⑦⑧】

直近の事業年（度）に職員（非常勤職員を含む）に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。  
平成21年6月分については、記入の必要はありません。  
使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。

退職給付費用  
【調査票④⑤⑥⑦⑧】

直近の事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。  
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

法定福利費  
【調査票④⑤⑥⑦⑧】

法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。

- (1) 平成21年6月及び直近の事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額
- (2) 直近の事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額及びその1/12の額
- (3) 直近の事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額及びその1/12の額

給与費等の合計  
【調査票⑦⑧】

この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所(医療法人立診療所など)のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の診療所は直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の差額を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 【調査票①欄】	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のある資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 【調査票②欄】	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射線同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 【調査票③欄】	創業費(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開診準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 【調査票④欄】	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 【調査票⑤欄】	地方債(企業債を含む)及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

- この調査票は、特に示してあるもの以外は、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」	
租税公課 【調査票⑥欄】	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金
損害保険料 【調査票⑦欄】	火災保険料、病院賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。 なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。
寄付金 【調査票⑧欄】	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の金額を記入してください。
「税金(直近の年(度)の年額)」	税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益(医療収益-医療費用)金額の割合で按分し、調査対象となった診療所分の負担額を記入してください。 この按分が不可能な場合は医療収益額、職員数などを用いて計算してください。
法人税 【調査票⑨欄】	個人立診療所については記入の必要はありません。 個人立以外の診療所は直近の事業年(度)の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。
住民税 【調査票⑩欄】	個人立診療所については記入の必要はありません。 個人立以外の診療所は直近の事業年(度)の住民税確定申告書の「年税額」(「法人税額計」+「均等割額」)の金額を記入してください。
事業税 【調査票⑪欄】	個人立診療所については記入の必要はありません。 個人立以外の診療所は直近の事業年(度)の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。
「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」	通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「その他の医療・介護費用」

「その他の医療・介護費用」について (調査票2頁)

- 「第2 損益」の「III 医療・介護費用」において「6 その他の医療・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に支払(未払分を含む)又は償消した金額の合計額を記入してください。
- なお、\*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/2の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、先店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び庶務に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
機費被服費	* 従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費	電信料、電話料、郵便料など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、複写、ボール、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車両費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光熱水費	* 電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修繕費	* 有形固定資産に損傷、磨滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の性能、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
賃借料	* 設備、器械の使用料などの費用(リース料・レンタル料)。 ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	* 土地の賃借料
(うち)建物賃借料	* 建物、附属の賃借料

(うち)医療機器賃借料	医療機器の賃借料
損害保険料	* 火災保険料、医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	* 接待費及び慶弔など交際に関する費用
諸会費	* 各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	* (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金
研究研修費	* 研究材料の費用、研究研修用図書の新入費、学会への参加経費などの費用
支払利息	* 短期借入金、長期借入金の支払利息
雑費	* 寄付金など上記の科目に属さない費用など

平成21年6月 医療経済実態調査

歯科診療所調査票 記入要領



厚生労働省  
中央社会保険医療協議会

I 調査の概要

- 1 調査の目的  
病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。
- 2 調査の対象及び客体  
(1) 調査の対象  
社会保険による診療を行っている全国の歯科診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、船内に設置される歯科診療所及び夜間歯科診療所等は除外します。  
(2) 調査の客体  
調査対象となる歯科診療所を、院外地方の有無、地域別及び常勤の歯科医師数別に層別化し、それぞれ無作為に1/50を抽出して客体を選定します。
- 3 調査の主体  
中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。
- 4 調査の時期  
平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。
- 5 調査票の種類  
(1) 第1 基本データ  
(2) 第2 損益  
(3) 第3 給与  
(4) 第4 資産・負債  
(5) 第5 租税公課等
- 6 調査の方法  
医療機関の管理者が記入します。
- 7 調査票の提出期限  
調査票は、平成21年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-\*\*\*\* 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

II 調査についての注意事項

- 1 一般的事項  
(1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。  
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。  
(2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医療と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医療に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。  
(3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査対象となった施設のみ記入してください。  
(4) 歯科診療所として調査対象となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。
- 2 調査票の記入  
(1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。  
(2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。  
(3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。  
(4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】  
フリーダイヤル 0120-00-0000  
フリーダイヤルFAX 0120-xx-xxxx  
受付時間 平日 ΔΔ:ΔΔ~ΔΔ:ΔΔ

「第1 基本データ」の記入要領（調査票1頁）

- この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。
- 2 ユニット数  
設置されているユニット数を記入してください。
- 3 地方の状況  
平成21年6月1日から6月30日の期間内の地方せん科の算定（院外地方）の回数及び地方科の算定（院内地方）の回数を記入してください。
- 4 直近の事業年（度）  
平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）を記入してください。なお、今後、直近の事業年（度）とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。  
個人立歯科診療所については、記入の必要はありません。

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

○ この調査票には、特に示してあるもの以外は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に発生した損益及び介縁に關連するすべての収益(支払基金、国保連立に請求中の未収分を含む)と、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。ただし、家計分は含めなくてください。

○ 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書(収支決算書)の数字を基礎としてください。

○ 分限を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っていた場合でも、当該歯科診療所のみを推計して記入してください。

1 医療収益 【調査票①～⑩欄】	
1 保険診療収益 (患者負担含む) 【調査票①⑥欄】	健康保険、国民健康保険等の医療保険、定期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連立等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
2 労災等診療収益 【調査票⑦⑧欄】	労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3 その他の診療収益 【調査票③④⑤欄】	自費診療、社保・国保・公費による歯の矯正治療及び金属床義歯における差額収益などの金額を記入してください。
4 その他の医療収益 【調査票③④⑤欄】	次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診等の公費衛生・地域医療活動などによる収益 学校医・産業医の手当などを年払い、期払いなどの形態で受給している場合、平成21年6月分については、直近の事業年(度)の完納額(税込)の1/1.2の額を記入してください。 (2) 臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料(診断書料)、各種手数料などによる収益 (3) その他の収益 ① 有価証券売却益などによる収益 ② 受取利息、配当金、補助金(直近の事業年(度)において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの)、退職給付引当金、徴収不能引当金などの繰引当金の戻入額などによる収益 保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/1.2の額を、この欄で計算し調整してください。

II 介護収益 【調査票⑪～⑬欄】	歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。
1 居宅サービス収益 【調査票⑪⑫欄】	居宅サービスに係る収益で、国保連立等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
2 その他の介護収益 【調査票⑬欄】	上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/1.2の額を、この欄から調整し調整してください。
III 医療・介護費用 【調査票⑭～⑲欄】	「I 医療収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。 「第3 給与」の④欄の金額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
1 給与等 【調査票⑲欄】	「第3 給与」の④欄の金額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
2 医薬品費 【調査票⑳欄】	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用品、外用薬、歯科用品、注射薬品、試薬、造影剤などの費用をいいます。 歯科診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (注) 円未満は四捨五入してください。 (1) 平成21年6月分 ① 月次決算で医薬品のたな卸(減価たな卸を含む)を実施している場合 5月末たな卸高+6月医薬品購入費-6月末たな卸高 ② ①以外の歯科診療所において、年次決算で損益計算書(収支決算書)を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 6月分診療収益× 直近の事業年(度)の医薬品費 直近の事業年(度)の診療収益 ③ ①②に該当しない場合 直近の事業年(度)の医薬品購入額の1/1.2の額 (2) 直近の事業年(度)分 ① 年次決算で損益計算書(収支決算書)を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の事業年(度)の損益計算書(収支決算書)の金額 ② ①に該当しない場合 直近の事業年(度)の医薬品購入額
3 歯科材料費	費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入し

【調査票㉑～㉒欄】	てください。
(1) 歯科材料費 歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額	
(2) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸液、印象材、石膏など1回ごとに消費するものの費消額	
(3) 医療消耗器具備品費 注射針・筒、バー、鉗子類などの診療用具で使用開始したものの費消額(払出額) なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。	
4 委託費 【調査票㉑②欄】	歯科技工、医療用廃棄物、医療事務、清掃、経理、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。 年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/1.2の額を記入してください。
5 減価償却費 【調査票㉑①②③欄】	税務申告などのために作成した直近の事業年(度)の損益計算書(収支決算書)の額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。 損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年(度)実績がない歯科診療所は、別紙の「補助票(減価償却資産調記入票)」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。 この場合、「減価償却費」及び「医療・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
(うち)建物減価償却費 【調査票㉑④欄】	建物の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
(うち)医療機器減価償却費 【調査票㉑⑤欄】	医療機器の減価償却費で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
6 その他の医療・介護費用 【調査票㉑⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	支払又は費消した金額を記入してください。 「その他の医療・介護費用」に該当する費目は、「参考資料」(11～12頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち)土地賃借料 【調査票㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	土地賃借料の金額を記入してください。
(うち)支払利息 【調査票㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿】	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の事業年(度)実績を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

○ この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年(度)の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。

○ 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員 【調査票㉑～㉒欄】	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者を行います。
I 給料 【調査票㉑①～㉑⑤欄】	平成21年6月及び直近の事業年(度)に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。
人 員 【調査票㉑①～㉑⑤欄】	平成21年6月及び直近の事業年(度)に常勤職員に支給した現金給与額(税込)の職種区分毎の総額を記入してください。 個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。
給 料 【調査票㉑⑥～㉑⑩欄】	給料(本体又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 なお、年俸制を適用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1/1.2の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年(度)の年俸と当該年(度)に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。
院 長 【調査票㉑⑪～㉑⑬欄】	個人立歯科診療所の開設者でない院長、個人立歯科診療所以外の院長について記入してください。 個人立歯科診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「給与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。
役 員 【調査票㉑⑭～㉑⑯欄】	医療法人立などの歯科診療所の理事長、理事、監事等として役員としての業務に従事している者をいいます。 理事(長)、兼院長の場合は「院長」、理事兼事務局長の場合は「事務局長」の欄に記入してください。
II 貸与 【調査票㉑⑰～㉑⑱欄】	常勤職員に支給した貸与、期末手当等の一時金をいいます。 借用人業務役員に対する貸与は含まれますが、専従役員に対する役員貸与は計上しないでください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。

人 員 〔調査票①～④欄〕	直近の事業年(度)に賞与、期末手当等の一時金を支給した常勤雇員の延べ人数について、 <u>職種区分毎に延べ人数を記入してください。</u> <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。</u>
賞 与 (調査票③～⑤欄)	直近の事業年(度)に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。</u>
III 給与等の内訳 (調査票③～⑥欄)	
非常勤職員給料 (調査票③⑤⑥欄)	平成21年6月及び直近の事業年(度)に常勤職員以外の者に支給した現金給与額(税込)の総額を記入してください。
賞与支給額 (調査票⑤⑥欄)	直近の事業年(度)に職員(非常勤職員を含む)に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、 <u>記入の必要はありません。</u> 使用者兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付費用 (調査票⑤⑥欄)	直近の事業年(度)に支給した退職金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、 <u>記入の必要はありません。</u>
法定福利費 (調査票⑤⑥⑦欄)	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) 平成21年6月及び直近の事業年(度)に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (2) 直近の事業年(度)に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額及びその1/1.2の額 (3) 直近の事業年(度)に支払った労働保険料(雇用保険、労災保険)の事業主負担額及びその1/1.2の額
給与賞等の合計 (調査票⑤⑥欄)	この欄の金額を「第2 損益」の「I 給与費」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(貸産負債表)」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所(医療法人立歯科診療所など)のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立歯科診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所は直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 〔調査票①欄〕	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 〔調査票②欄〕	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰越資産 〔調査票②欄〕	創業費(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 〔調査票③欄〕	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 〔調査票③欄〕	長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

- この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」	
租税公課 〔調査票①欄〕	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(歯科医師会費など)、賦課金
損害保険料 〔調査票②欄〕	火災保険料、歯科医師賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。 なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。
寄付金 〔調査票③欄〕	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の総額を記入してください。
「税金(直近の年(度)の年額)」	税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、 <u>税金総額を利益(医薬収益-医療費用)金額の割合で按分し、調査票に記入してください。</u> この按分が不可能な場合は医薬収益額、職員数などを用いて計算してください。
法人税 〔調査票④欄〕	個人立歯科診療所については記入の必要はありません。 個人立以外の歯科診療所は直近の事業年(度)の法人税確定申告書の「 <u>法人税額計</u> 」の金額を記入してください。
住民税 〔調査票⑤欄〕	個人立歯科診療所については記入の必要はありません。 個人立以外の歯科診療所は直近の事業年(度)の住民税確定申告書の「 <u>年税額</u> 」(「法人税額計」+「均等額計」)の金額を記入してください。
事業税 〔調査票⑥欄〕	個人立歯科診療所については記入の必要はありません。 個人立以外の歯科診療所は直近の事業年(度)の「 <u>事業税確定申告書</u> 」の「 <u>合計事業税額</u> 」の金額を記入してください。
「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」	通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料

「その他の医薬・介護費用」について(調査票2頁)

- 「第2 損益」の「III 医薬・介護費用」において「6 その他の医薬・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に支払(未払分を含む)又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、\*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績で若しくは不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/1.2の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、研修、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び被弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	* 従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車両費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検定などの費用
会議費	運営会議など院内管理のための会議の費用
光熱水費	* 電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修繕費	* 有形固定資産に損傷、腐蝕、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の通年、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
貸借料	* 設備、器械の使用料などの費用(リース料・レンタル料)。ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	* 土地の賃借料
(うち)建物賃借料	* 建物、部屋の賃借料

(うち)医療機器貸借料	医療機器の賃借料
損害保険料	* 火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 渉 費	* 接待費及び慶弔など交際に関する費用
議 会 費	* 各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	* (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許料などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの * (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（出科医師会費など）、賦課金
研究研修費	* 研究材料の費用、研究研修用図書の新入費、学会への参加費などの費用
支払利息	* 短期借入金、長期借入金の支払利息
雑 費	* 寄付金など上記の科目に属さない費用など

平成21年6月 医療経済実態調査

保険薬局調査票 記入要領

医療経済実態調査（保険薬局調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象  
保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち、1か月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局を対象とします。

(2) 調査の客体

調査対象となる保険薬局を、地域別及び開設者別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 資産・負債
- (4) 第4 租税公課等

6 調査の方法

保険薬局の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-\*\*\*\* 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛



厚生労働省  
中央社会保険医療協議会

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や経済調査のための資料として使用することは絶対にありません。  
また、調査票に記入された事項については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、薬局の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、薬局と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して薬局に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本店、支店等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの収入、従事者数等などにより按分して、調査対象となった施設分のみ記入してください。
- (4) 保険薬局として調査対象となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の線を引きつけて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】  
フリーダイヤル 0120-00-0000  
フリーダイヤル FAX 0120-xx-xxxx  
受付時間 平日 ΔΔ:ΔΔ~ΔΔ:ΔΔ

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

- この調査票は、特に示してあるもの以外は、平成21年6月30日現在の事実について記入してください。
- 2 保険調剤の状況  
【調査票②~④欄】  
平成21年6月1日から6月30日の期間内の保険調剤の状況について記入してください。  
処方せん枚数  
【調査票②欄】  
調剤した処方せんの枚数を記入してください。  
(うち)後発医薬品を調剤した処方せん枚数  
【調査票③欄】  
後発医薬品を実際に調剤した処方せんの枚数を記入してください。  
調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格外単位ベース)のうち、後発医薬品の占める割合を記入してください。  
後発医薬品の割合 =  $\frac{\text{調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格外単位ベース)}}{\text{調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格外単位ベース)}} \times 100$   
(注) 小数点第2位を四捨五入してください。
- 3 調剤用備蓄医薬品目数(薬価基準収載品目)  
【調査票⑤~⑥欄】  
平成21年6月30日現在において備蓄している調剤用医薬品(内用薬、外用薬、注射薬)の品目数及びそのうちの後発医薬品目数を記入してください。
- 4 従業者の状況  
【調査票⑩~⑫欄】  
平成21年6月30日24時現在の在籍者で、給与の支給を受けている常勤職員(青色事業従事者を含む)を「薬剤師」、「事務職員」、「その他の職員」に区分して記入してください。  
常勤職員  
常勤職員とは、その施設で定められた就業時間を全て勤務する者をいいます。  
薬剤師  
個人薬局の場合、開設者本人を除いた薬剤師の人数を記入してください。
- 5 直近の事業年(度)  
平成21年3月末日までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間になります。  
個人薬局については、記入の必要はありません。

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるもの以外は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)の薬局事業に關連するすべての収益(支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む)と、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。  
ただし、家計分は含めなくてください。
- 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書(収支決算書)の数字を基礎としてください。
- 本店・支店を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該保険薬局のみを推計して記入してください。

- I 収益  
【調査票①~⑧欄】  
1 保険調剤収益(患者負担を含む)  
【調査票① ④欄】  
健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、給付手続法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。  
2 公費等調剤収益  
【調査票② ⑥欄】  
公費医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。  
3 その他の薬局事業収益  
【調査票③ ⑦欄】  
自費診療による調剤収益、一般用医薬品、煙草、化粧品、雑貨等の販売収益などの金額を記入してください。  
また、受取利息、配当金、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などの金額も、この欄に含めて記入してください。  
保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/12の額を、この欄で減算し調整してください。
- II 介護収益  
【調査票⑨~⑫欄】  
保険薬局として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。  
1 居宅サービス収益  
【調査票⑨ ⑫欄】  
居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。  
2 その他の介護収益  
【調査票⑩ ⑪欄】  
上記の科目に属さない介護収益について記入してください。  
保険等査定額については、直近の事業年(度)実績及びその1/12の額を、この欄から減算し調整してください。
- III 費用  
【調査票⑬~⑱欄】  
「I 収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。  
1 給与費  
【調査票⑱ ⑲欄】  
次の(1)~(4)までの金額の合計額を記入してください。  
(1) 給料  
平成21年6月及び直近の事業年(度)に職員(非常勤職員及び青

- 色事業従事者を含む)に支給した現金給与額(税込)の総額  
給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など職員に支給したすべてのものが含まれます。
- (2) 賞与  
直近の事業年(度)に職員(非常勤職員及び青色事業従事者を含む)に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額及びその1/12の額
- (3) 退職金  
直近の事業年(度)に支給した退職金の総額及びその1/12の額
- (4) 法定福利費  
法令に基づいて支給した次の①~③までの費用の合計額  
① 平成21年6月及び直近の事業年(度)に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金などの事業主負担額  
② 直近の事業年(度)に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金などの事業主負担額(実績)及びその1/12の額  
③ 直近の事業年(度)に支払った労働保険料(雇用保険、労災保険)の事業主負担額(実績)及びその1/12の額
- 2 医薬品等費  
【調査票⑲ ⑲欄】  
【調査票⑲ ⑲欄】  
費消した医薬品等について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。  
医薬品等費とは、調剤用医薬品、一般用医薬品、その他品目(煙草、化粧品、雑貨等)の費消額をいいます。  
貴保険薬局の経営実態に応じ、下記のとおり算出してください。  
(注1) 円未満は四捨五入してください。  
(注2) 収益は、保険調剤収益(患者負担分を含む)、公費等調剤収益、その他の薬局事業収益をいいます。  
(注3) 調剤収益は、保険調剤収益(患者負担を含む)、公費等調剤収益をいいます。
- (1) 平成21年6月分  
① 月次決算で「医薬品等費」、「調剤用医薬品費」のたな卸(帳簿たな卸を含む)を実施している場合  
5月末たな卸高+6月医薬品等購入額-6月末たな卸高  
② ①以外の保険薬局で、年次決算で損益計算書(収支決算書)を作成し、「医薬品等費」又は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合  
直近の事業年(度)の医薬品等費  
医薬品等費 = 6月分収益 ×  $\frac{\text{直近の事業年(度)の医薬品等費}}{\text{直近の事業年(度)の収益}}$   
直近の事業年(度)調剤用医薬品費  
調剤用医薬品費 = 6月分調剤収益 ×  $\frac{\text{直近の事業年(度)調剤用医薬品費}}{\text{直近の事業年(度)の調剤収益}}$

Table with 2 columns: Question/Category and Answer. Includes items like 委託費, 減価償却費, 建物減価償却費, 調利用機器減価償却費, 土地賃借料, 利子割引料.

Table with 2 columns: Category and Description. Includes items like 流動資産, 固定資産, 繰上資産, 流動負債, 固定負債.

「第4 租税公課等」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

Table with 2 columns: Category and Answer. Includes items like 租税公課等, 損害保険料, 寄付金, 税金, 法人税, 住民税, 事業税, 通称手当.

参考資料

「その他の経費」について (調査票2頁)

- 「第2 損益」の「Ⅲ 費用」において「5 その他の医療・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
○ これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に支払(未払分を含む)又は費消した金額の合計額を記入してください。
○ なお、\*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年(度)実績の1/12の額としてください。

Table with 2 columns: Category and Description. Includes items like 福利厚生費, 旅費交通費, 職員被服費, 通信費, 消耗品費, 消耗器具備品費, 車両費, 会議費, 修繕費, 損害保険料, 交際費, 諸会費, 租税公課, 研究研修費.

	費用
水道光熱費	* 電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
賃借料	* 設備、器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料） ただし、土地賃借料、建物賃借料及び設備器械賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	* 土地の賃借料
(うち)建物賃借料	建物、部屋の賃借料
(うち)設備器械賃借料	鋼利用機器を含む設備器械の賃借料
広告宣伝費	機関誌、広報紙などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
寄付金	* 金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額
利子割引料	* 銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料などを記入してください。

医療経済実態調査（医療機関等調査）における年間（決算）データの活用について  
—これまでの議論のとりまとめ—

平成21年1月22日  
医療経済実態調査（医療機関等調査）  
における決算データの活用に関する懇話会

医療経済実態調査（医療機関等調査）は、医療機関等における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として、2年に1回、中央社会保険医療協議会が実施しています。

今般、第17回調査を実施するにあたり、中医協・調査実施小委員会において、医療機関等の決算データの活用についての提議があったことを踏まえ、決算データの活用及びその課題等について、調査実施小委員長のもとに専門家からなる懇話会（ワーキンググループ）を設置し検討することとされました。

これを受け、本懇話会は、平成20年12月24日、平成21年1月9日、22日の計3回に渡り、医療経済実態調査における年間（決算）データの活用に関する意見交換や関係団体等からのヒアリングを実施しました。

以下に、現時点での本懇話会における議論を整理しましたので報告いたします。

なお、本懇話会での議論の過程において、議論の対象とするデータについて、「決算データ」と呼ぶことでは自治体病院等の決算書の公表の時期等から、年間のデータを活用するという本来の意義が誤解されるおそれがあることから、検討に際しては「年間（決算）データ」と呼ぶこととしてはどうかとの指摘があったため、以下においても「年間（決算）データ」と表記いたします。

1. 年間（決算）データを把握する場合のメリットとしては、会計情報としての信頼性の観点、及び会計実務と調査の親和性の観点から、以下の点が考えられる。

- ①調査月の特殊要因が排除されるため、単月調査に比べ数値が平準化される。
- ②調査項目に前年（度）実績の1/2分の1の額を記入するための判断及び計算が省略されるとともに、作成済みの年間（決算）データから転記できる調査項目が多くなるため、多くの調査対象施設で記入負担が減り、効率的な調査が可能になる。
- ③前年（度）実績の1/2分の1と調査月の数値との混在が解消されるため、費用と収益の対応関係が適切となり、会計情報としての信頼性が高まる。
- ④1年間のデータであるため、単月調査での経費の計上漏れの可能性が排除される。
- ⑤医薬品費、材料費について、月次棚卸を行っていないために前年（度）の構成比または仕入額により記入している医療機関等が多数存在すると考えられる。期末には実地棚卸が必ず行われるため、医薬品費の数値（金額及び構成比）が正確になる。

2. 実施可能性に関し、概して実施すること自体に大きな障害はないと思われるが、一部技術的な課題も存在する。

(1) 異なる会計基準の経営主体間の比較の可能性

経営主体毎の会計基準の違いによって発生する差異の問題や、調査対象施設の経営主体が複数の施設を運営する場合の本部費用の配賦や借入金の影響等に関する問題は、現行でも存在しているため、そのこと自体が年間（決算）データを取得することへの直接的な障害にはならないと考えられる。また、決算書に直接掲載されていないことから記入に時間を要する調査項目もあるが、決算書作成時の前段階のデータ等を使用すれば対応できると考えられる。

一部の調査項目（材料費、委託費等）や白色申告を行う経営主体では、詳細なデータを把握していない可能性も考えられるが、この点も現行で存在している問題である。

(2) 公立病院におけるデータ提出の可能性

公立病院の決算書は、7月以降の定例会（通常は9～10月、場合によっては継続審議後12月）で審議・承認されるが、議会の承認がなくても決算自体の法的効果は変わらないと考えられる。また、決算の公表は各自治体によって異なるが、議会の承認前に公表している自治体もあることから、承認前の年間（決算）データを決算見込額として調査票へ記入することは可能であると考えられる。

(3) 施設単位のデータ取得の可能性

複数の施設等を保有している経営主体における施設単位で年間データを取得することについては、病院、一般診療所、歯科診療所においては特段の問題はないと考えられる。保険薬局、特に中小企業で複数店舗を保有している保険薬局では、施設単位で財務データを管理していない可能性が考えられる。そのようなところは、年間（決算）データでの調査よりも現行のほうが、調査月のデータを集計することで対応できるため、協力しやすいと考えられる。

3. 年間（決算）データを把握する場合の課題としては、以下のような点が挙げられる。

(1) 決算時期の違い

経営主体の決算時期は、公立病院等については概ね3月末となっているが、医療法人及び営利法人（株式会社）は特段の決まりがなく、個人の場合は確定申告に用いるために12月末となっている。そうした違いがある中で年間（決算）データを把握する場合、①病院・一般診療所・歯科診療所・保険薬局といった同一グループ内でのデータの不整合をどう評価するか、また、②決算時期の傾向が異なるグループ間の比較をどう評価するかといった課題が存在する。

(2) 調査対象となるデータの時期

改定のスケジュールを考慮すると、現行と同時期（6月～7月頃）に調査を行わざ

るを得ず、①決算時期を踏まえると基本的に現行より前の時期のデータを把握することとなり、診療報酬改定の直近の影響を把握するという観点から、この点をどう評価するかといった課題が存在する。

また現行は、改正された診療報酬への対応が不十分な時期（「リードタイム」）の影響を緩和することで、診療報酬改定の影響を把握しているが、②年間（決算）データを取得する上で、リードタイムを含んだ調査とならざるを得ないことの影響をどう評価するかといった課題が存在する。（この点に関し、各経営主体の取支は、改定年で悪化し2年目で改善する傾向が見られるとの指摘があった。）

一方、現行でも、医薬品費及び材料費（月次棚卸を行っていない場合）、減価償却費、賞与、退職金、並びにその他経費のうち6月単月では不合理的な項目において、前年（度）実績による記入を求めており、(1)及び(2)と同様の問題が存在している。

(3) 2年分のデータ取得

仮に年間（決算）データを取得するとした場合、調査方法の変更に伴う比較可能性の問題を補う観点、及び診療報酬改定の影響を動的に把握する観点から、改定前後の1年ずつ、すなわち2年分のデータを取得することが望ましいのではないかと意見があった。一方で、年間（決算）データから転記できるとはいえ、調査対象施設の記入負担が大きくなり、回収率が現行より下がるのではないかと、また、改定の影響を把握するというのであれば、条件を同じくリードタイムの影響を排除するため、改定前後の1年ではなく、前回の改定直後の1年と今回の改定直後の1年のデータを取得すべきではないかと意見もあった。

(4) 現行調査の取扱い

仮に年間（決算）データを取得するとした場合であっても、調査が期待通り行えるかどうかの検証や、過去の医療経済実態調査との比較可能性を確保する観点から、一時的に、現行の単月調査も並行して行うべきであるとの意見があった。その際には、集計作業等に係る費用や、調査対象施設における調査票記入等に係る負担の観点から、いわゆる「速報」で使わないデータを中心に、調査項目の削減を検討するべきではないかと意見もあった。

4. 関連する課題としては、以下のような点が指摘された。

(1) 施設経営の健全性の評価について

施設の経営の健全性の評価のためには、将来的にはキャッシュ・フローの状況の調査も行い、投資や財務に関する評価も行うべきではないかと意見があった。

これに関し、現行でも収支差の把握に加え、設備投資、借入金、税金の状況も併せて把握しているため、一定の評価はできるのではないかと、あるいは2期分の貸借対照表を調査することで代替してもよいのではないかと意見があった。

(2) 調査の客体数について

診療所は施設数が多いため困難と思われるが、病院（約8,000施設）については、40年前より情報処理技術が発展しているため、調査票を電子データで提出させることにより、全数調査を実施することも可能ではないかと意見があった。

これに関し、調査施設数を増やすこと自体は望ましいが、全てを電子データで提出させることを義務づけることは困難ではないかと意見があった。

(3) 決算を見据えた経営上の行動について

単月調査、年間（決算）データでの調査のいずれにおいても、決算を見据えた経営上の行動が反映されることを留意する必要があるとの意見があった。

5. まとめ

年間（決算）データの把握については、単月調査に比べ会計情報としての信頼性が高まる、多くの医療機関等において記入が効率的に行える等のメリットがあり、調査の実施可能性に関しても、障害となるような大きな問題はないと考えられる。

一方で、決算時期が異なる経営主体間におけるデータの比較可能性の確保、リードタイムが含まれることによる診療報酬改定の影響の把握といった課題も存在する。

以上

大臣官房統計情報部企画課審査解析室長 殿

保険局医療課保険医療企画調査室長

医療経済実態調査（医療機関等調査）に係る調査客体の抽出について

第16回医療経済実態調査（医療機関等調査）を別添調査要綱（病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局分）により実施する予定であるので、調査客体の抽出についてご協力方宜しくお願いいたします。

なお、病院、一般診療所、歯科診療所については、医療施設調査の医療機関情報に基づき調査対象施設の名簿の作成を依頼する（指定統計調査等調査票使用申請書の提出については、別途行うこととする。）が、保険薬局については、当該より提供するデータより客体の抽出をお願いすることといたしました。

1

第16回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱（案）

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、DPC対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

1

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北 関 東	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、 沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の6区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。（級地区分については別紙参照）

ク 第7の層化は、一般病院（特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く）、精神科病院（許可病床のすべてが精神病床であるもの）別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人）ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、有床、無床の別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、有床については介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

キ 抽出率は1/25とする。

2

3

- (3) 歯科診療所
  - ア 層化無作為抽出法による。
  - イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
  - ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
  - エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類しこの区分によって行う。
  - オ 抽出率は1/50とする。
- (4) 保険薬局
  - ア 層化無作為抽出法による。
  - イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
  - ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別で分類し、この区分によって行う。
  - エ 抽出率は1/25とする。
- 5. 調査主体
 

中央社会保険医療協議会
- 6. 調査の時期
 

平成19年6月の1月間について実施する。
- 7. 調査の事項
 

調査票に掲げる事項とする。
- 8. 調査の方法
  - (1) 調査は、往復郵送方式により行う。
  - (2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。
- 9. 結果の公表
 

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

- (8) 船内に設置されている一般診療所、歯科診療所
 

医療課で除外。
- (9) 歯科併設の一般診療所
 

医療施設調査（静態・動態：一般診療所）のデータにおいて診療科目のうち、「歯科」、「矯正歯科」、「小児歯科」、「歯科口腔外科」に該当している施設
- (10) 臨床検査センター
 

医療施設調査（静態：一般診療所）のデータにおいて診療所の種類が「検査業務を主とする診療所」に該当している施設
- (11) 夜間診療所
 

医療施設調査（静態：一般診療所・歯科診療所）において「表示診療時間の状況」が18時以降のみに該当している施設
- (12) 巡回診療所
 

医療施設調査（静態：一般診療所）において「診療所の種類」が「巡回診療所を専らとする診療所」に該当している施設
- (13) 1月の診療時間が100時間未満
 

医療施設調査（静態：一般診療所・歯科診療所）において「表示時間の状況」の「表示診療時間の状況」において1月の診療時間が100時間未満と推定される施設（別紙1）
- 3 層化
  - (1) 共通
    - ① 全国の都道府県を9地区に区分
 

医療施設調査（静態・動態）における都道府県番号で層化
    - ② 全国を国家公務員の地域手当の級区分とその他の地域に分類
 

医療施設調査（静態・動態）における市町村番号で層化（別紙2）
  - (2) 病院
    - ① 特定機能病院、歯科大学病院、子ども病院、DPC対象病院の抽出
 

医療課においてリストを作成。
    - ② 介護療養施設サービス事業を行っている病院、行っていない病院の区分
 

介護サービス施設・事業所調査の介護療養型医療施設情報より区分
    - ③ 病床数が200床以上、200床未満の区分
 

医療施設調査（静態・動態：病院）のデータにおいて許可病床数情報より区分

- 1 調査対象
 

社会保険の診療を行っている医療機関及び保険薬局  
医療施設調査（静態・動態：病院・一般診療所・歯科診療所）のデータにおいて「社会保険診療等の状況」欄に○が付されている施設及び保険薬局を抽出。
  - 2 除外される施設
    - (1) 開設者が医育機関
 

医療施設調査（静態・動態：病院）のデータにおいて、「開設者」が「医育機関」に該当している病院
    - (2) 特定人のために開設されている閉鎖的な医療機関
      - ① 医療施設調査（静態・動態：一般診療所）のデータにおいて、「開設者」が「会社」に該当している一般診療所
        - ※ 老老ホーム等に係る診療所
          - ※ 名称に「老老ホーム」を含む一般診療所を除外
        - ※ 施設者施設案内に「一般診療所」
          - ※ 名称に「施設者」「施設者」を含む一般診療所を除外
        - ※ その他特定人のために開設されている閉鎖的な医療機関
          - ※ 名称に「○○（医療）」を含む一般診療所を除外
      - ② 感染症病床のみを有する病院
 

医療施設調査（静態・動態：病院）のデータにおいて許可病床数のうち全てが感染症病床である病院
      - ③ 結核療養所
 

医療施設調査（静態・動態：病院）のデータにおいて許可病床数のうち全てが結核病床である病院
      - ④ 原簿病院、診療所
        - ※ 名称に「原簿」を含む病院、診療所
      - ⑤ 自衛隊病院、診療所
        - ※ 名称に「自衛隊」を含む病院、診療所
      - ⑥ 刑務所に設置されている一般診療所、歯科診療所
        - ※ 名称に「刑務所」を含む一般診療所、歯科診療所
- (3) 一般診療所
  - ① 有床、無床の区分
 

有床、無床の区分については、医療施設調査（静態・動態：一般診療所）の許可病床数から病床の有無を区分
  - ② 主たる診療科の区分（別紙4）
 

主たる診療科目の区分については、医療施設調査（静態・動態：一般診療所）の診療科目の情報から区分
  - ③ 介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所、行っていない一般診療所の区分
 

介護サービス施設・事業所より介護療養型医療施設情報より区分
  - ④ 院外処方の有無別の区分
 

医療施設調査（静態：一般診療所）のデータにおいて院外処方せん発行状況より区分
- (4) 歯科診療所
  - ① 院外処方の有無別の区分
 

医療施設調査（静態：歯科診療所）のデータにおいて院外処方せん発行状況より区分
  - ② 歯科医師1人、2人以上の区分
 

医療施設調査（静態・動態：歯科診療所）の従事者数から区分
- (5) 保険薬局
  - 開設者の分類
 

保険局医療課より提供するデータにより、開設者（個人、法人）の別に分類

診療時間100時間未満の考え方について

(15) 表示診療時間の状況

Table with 7 columns (月, 火, 水, 木, 金, 土, 日, 休日) and 3 rows (午前, 午後, 18時以降) showing the number of days with 100 hours or less of medical service.

平成17年医療施設調査(静態)の「(15) 表示診療時間の状況」午前・午後(月～日)で○をした数が6個以下のものが100時間未満のものとして判断し、7以上のものを抽出することとする。

(考え方)

○ 通常考えられる診療時間を基準に考える。

・ 1日8時間診療とし、土曜日は半日(4時間)、日曜は休診と考えると、「1週間の診療時間=8時間×5日+8時間×1/2=44時間」となります。

・ 44時間分の○の数(施設調査の(15)表示診療時間の状況のこと)は11個であるので、○1個分の時間は4時間となります。

・ 1月当たり100時間未満となる○の数は、「100時間÷4時間=25(1月当たりの○の数)」

・ 1週間当たりの○数は、「25×7/30=5.83≒6(1週間当たりの○の数)」

○の数が1週間6個までは1月100時間未満と判断し、○が7個以上のものを抽出する。

Table mapping prefectures to specific cities/towns/villages for national public servant regional allowances. It is divided into 6 categories (1級地 to 6級地).

開設者区分について

Table mapping medical facility types to their establishment categories. Categories include 国立 (National), 公立 (Public), 公的 (Public), 社会保険関係法人 (Social Insurance Related), and 個人の法人 (Individual Legal Entities).

一般診療所に係る主たる診療科別の区分

Table mapping main medical departments to medical facility types. Departments include Internal Medicine, Pediatrics, Psychiatry, Surgery, etc.

※ 医療施設が標ぼうしている診療科名のうち主たる診療科名によって区分を行う。

抽出率表(第16回医療経済実態調査(医療機関等調査))

病院	特定機能病院・歯科大学病院・子ども病院	1/1
	上記以外	1/5
一般診療所		1/25
歯科診療所		1/50
保険薬局		1/25



平成 21 年度

医療経済実態調査（保険者調査）

記入要領

（健康保険組合）

- 1 調査の目的  
この調査は、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。
- 2 調査の主体  
この調査は、中央社会保険医療協議会が行います。
- 3 調査対象  
平成 21 年 3 月 31 日現在の健康保険組合を調査対象とします。
- 4 調査の種類及び調査事項  
調査の種類及び調査事項は、次のとおりとします。  
(1) 土地に関する調査（平成 20 年度末現在）  
保険者調査票（1 土地に関する事項）の調査事項  
(2) 直営保養所・保健会館に関する調査（平成 20 年度）  
保険者調査票（2 直営保養所・保健会館に関する事項）の調査事項
- 5 調査の方法  
中央社会保険医療協議会は、健康保険組合に調査票を配布し、健康保険組合は関係書類に基づき調査票を作成します。
- 6 調査票の提出期限  
健康保険組合は、作成した調査票を平成 21 年 8 月 31 日（必着）までに中央社会保険医療協議会（〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省保険局調査課内）に提出して下さい。

中央社会保険医療協議会

- 1 -

5

6

II 記入要領

1 共通事項

調査票の点線による区切りのある欄の数字の記入は、区切りごとに 1 字を記入し、必ず右詰めで記入して下さい（左側の余白には「0」を記入する必要はありません）。

保険者名 健康保険組合の設立後健康保険組合連合会から振り出された組合コード（5 桁）の番号を記入し、その後当該健康保険組合の名称を記入して下さい。

2 個別事項

(1) 土地に関する調査

ア この調査票には、平成 21 年 3 月 31 日現在で健康保険組合が所有（借地などは含まれません。）する土地について記入して下さい。また、事業主や他の健康保険組合などの共同所有の場合は、持分のみ記入して下さい。平成 21 年 3 月 31 日までに売却した場合は記入する必要はありません。

イ 健康保険組合が土地を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

施設の種類の 健康保険組合の所有する土地に建設されている施設について、下記に該当するものは、該当する数字を○で囲んで下さい。

- |          |            |
|----------|------------|
| 1 病院・診療所 | 2 老人保健施設   |
| 3 直営保養所  | 4 体育館・体育施設 |
| 5 保健会館   | 6 施設なし     |

所在地 所在地は、市区町村名まで記入して下さい。

地目 / 面積	固定資産台帳（課税台帳）又は財産目録などの記載に基づき平成 21 年 3 月 31 日現在で記入して下さい。
取得年月日	該当する元号の数字を○で囲み、年月日を記入して下さい。
帳簿価額	固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成 21 年 3 月 31 日現在の価額を記入して下さい。
固定資産税評価額	市区町村の土地課税台帳に記載されている価額を記入して下さい。 なお、直営医療機関等非課税の取り扱いを受けている土地については、市区町村へ照会すると近隣類似の土地の価額が承知できますので、その価額を参考に記入して下さい。
時価評価額	1 平成 20 年度中に取得したものは取得価額を、2 平成 20 年度中に不動産鑑定士等の専門知識を有する者の評価を受けた場合はその評価額を、3 近隣類似の地価公示法による標準値の 1 平方メートル当たり価額により再評価できる場合（※）はその価額を、記入して下さい。 （※）評価例：時価評価額＝評価物件の公示価額、または時価評価額＝評価物件の路線価×近隣類似の土地の公示価格÷近隣類似の土地の路線価、等 なお、公示価格は市町村役場、路線価格は税務署で確認することが出来ます。
評価方法	上記時価評価額の該当する番号を○で囲んで下さい。
評価年月	該当する元号の数字を○で囲み、年月を記入して下さい。

- 2 -

- 3 -

7

8

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査

- ア この調査票には、平成21年3月31日現在における健康保険組合の所有する（借家などは含まれません。）直営保養所・保健会館について記入して下さい。
- イ 健康保険組合が直営保養所・保健会館を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

建物の状況	固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成21年3月31日現在の建築面積（いわゆる建ぺい）、延べ面積（いわゆる延坪）及び帳簿価格について記入して下さい。
平成20年度の状況	平成20年度の決算書又は関係帳簿により、年間利用者延人数、総収入額、総支出額を記入して下さい。

-4-

9

平成21年度  
医療経済実態調査（保険者調査）  
記入要領  
（共済組合）

I 調査の概要

- 1 調査の目的  
この調査は、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。
- 2 調査の主体  
この調査は、中央社会保険医療協議会が行います。
- 3 調査対象  
平成21年3月31日現在の共済組合を調査対象とします。
- 4 調査の種類及び調査事項  
調査の種類及び調査事項は、次のとおりとします。
  - (1) 土地に関する調査（平成20年度末現在）  
保険者調査票（1 土地に関する事項）の調査事項
  - (2) 直営保養所・保健会館に関する調査（平成20年度）  
保険者調査票（2 直営保養所・保健会館に関する事項）の調査事項
- 5 調査の方法  
中央社会保険医療協議会は、共済組合に調査票を配布し、共済組合は関係書類に基づき調査票を作成します。
- 6 調査票の提出期限  
共済組合は、作成した調査票を平成21年8月31日（必着）までに中央社会保険医療協議会（〒100-8916 東京都千代田区麩が関1-2-2 厚生労働省保険局調査課内）に提出して下さい。

中央社会保険医療協議会

-1-

11

II 記入要領

1 共通事項

- (1) 調査票の点線による区切りのある欄の数字の記入は、区切りごとに1字を記入し、必ず右詰めで記入して下さい（左側の余白には「0」を記入する必要はありません）。
- (2) 保険者名は、共済組合の名称を記入して下さい。

2 個別事項

- (1) 土地に関する調査
- ア この調査票には、平成21年3月31日現在で共済組合が所有（借地などは含まれません。）する土地について記入して下さい。また、共同所有の場合は、持分のみ記入して下さい。平成21年3月31日までに売却した場合は記入する必要はありません。
- イ 共済組合が土地を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

施設の種類の	共済組合の所有する土地に建設されている施設について、下記に該当するものは、該当する数字を○で囲んで下さい。 1 病院・診療所      2 老人保健施設 3 直営保養所      4 体育館・体育施設 5 保健会館      6 施設なし
所在地	所在地は、市区町村名まで記入して下さい。
地目/面積	固定資産台帳（課税台帳）又は財産目録などの記載に基づき平成21年3月31日現在で記入して下さい。
取得年月日	該当する元号の数字を○で囲み、年月日を記入して下さい。
帳簿価額	固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成21年3月31日現在の価額を記入して下さい。

固定資産税 市区町村の土地課税台帳に記載されている価額を記入して下さい。

評価額 なお、直営医療機関等非課税の取り扱いを受けている土地については、市区町村へ照会すると近隣類似の土地の価額が承知できますので、その価額を参考に記入して下さい。

時価評価額 1 平成20年度中に取得したものは取得価額を、2 平成20年度中に不動産鑑定士等の専門知識を有する者の評価を受けた場合はその評価額を、3 近隣類似の地価公示法による標準値の1平方メートル当たり価額により再評価できる場合(※)はその価額を、記入して下さい。

(※) 評価例：時価評価額＝評価物件の公示価額、または時価評価額＝評価物件の路線価×近隣類似の土地の公示価格÷近隣類似の土地の路線価、等

なお、公示価格は市町村役場、路線価格は税務署で確認することが出来ます。

評価方法 上記時価評価額の該当する番号を○で囲んで下さい。

評価年月 該当する元号の数字を○で囲み、年月を記入して下さい。

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査

- ア この調査票には、平成21年3月31日現在における共済組合の所有する（借家などは含まれません。）直営保養所・保健会館について記入して下さい。
- イ 共済組合が直営保養所・保健会館を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

建物の状況	固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成21年3月31日現在の建築面積（いわゆる建ぺい）、延べ面積（いわゆる延坪）及び帳簿価額について記入して下さい。
平成20年度の状況	平成20年度の決算書又は関係帳簿により、年間利用者延人数、総収入額、総支出額を記入して下さい（年度途中に共済組合の再編が行われた場合には、施設毎に再編前後の状況を合算したものを記入して下さい）。

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取りまとめたものである。
- 平成20年度に新設された項目については、(新)を付している。
- 届出状況については、地方厚生(支)局において閲覧に供することとしている。

○ 病床を有する保険医療機関数の推移

		平成18年	平成19年	平成20年
病院	施設数	9,161	8,986	8,855
	病床数	1,575,178	1,563,065	1,559,914
有床診療所	施設数	12,508	11,907	11,594
	病床数	152,147	149,501	144,710

1 初診料関係

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
		(診療所数)		
(新)夜間・早朝等加算	・1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所 等	-	-	36,881
電子化加算	(許可病床数が400床未満の保険医療機関のうち)	5,026	6,135	6,402
	・診療報酬請求に係る電算処理システムの導入	53,386	69,749	85,241
	・個別の費用ごとに区分して記載した領収証の選択的要件別内訳 交付 (複数選択あり 病院・診療所計)			
	・その他選択的に具備すべき要件のいずれかに該当			
	光ディスク等による請求	5,789	7,250	11,656
	試行的オンラインシステムを活用した請求	446	581	1,511
	求めがあった時に詳細な明細書を交付し、その旨を院内の分かりやすい場所等に表示	46,500	62,164	77,821
	バーコード、電子タグ等による医療安全対策	550	710	927
	インターネットを活用した予約システム	1,647	2,032	3,054
	診療情報の電子的提供	4,678	5,837	7,984
	検査、投薬等に係るオーダーリングシステム	3,306	4,651	5,507
	電子カルテによる診療録管理	11,124	14,512	19,812
	医用画像管理システム	8,272	10,967	19,480
遠隔医療支援システム	76	99	126	

2 入院料等関係

(1) 入院基本料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病床数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	5,629	5,534	5,437
		17,102	16,038	15,207
		731,566	715,413	700,358
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分	3,741	3,708	3,650
		5,881	5,749	4,992
		220,071	209,968	211,592
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から20対1に区分	236	236	225
		275	265	240
		9,696	9,220	8,177
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分	1,385	1,381	1,335
		3,854	3,600	3,362
		207,385	197,812	188,796
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から10対1に区分	81	81	82
		1,443	1,440	1,472
		64,596	63,799	64,523
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	13	14	14
		12	14	14
	・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	238	238	238
		72	72	73
75	76	78		
3,422	3,345	3,385		
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から13対1に区分	16	20	20
		129	133	138
		5,652	5,890	6,151
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて10対1から15対1に区分	590	778	816
		1,187	1,403	1,497
		44,693	60,521	62,116
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じて1及び2に区分	8,703	8,485	8,022
		-	-	-
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたものの	107,310	106,494	102,064
		1,670	1,283	1,247
		-	-	-
		13,103	10,594	10,443

## (2) 入院基本料等加算

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
入院時医学管理加算	・特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院 ・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減に資する体制が整備されている 等	192 -	206 -	改 88 -	
臨床研修病院入院診療加算	・単独型又は管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院 ・診療録管理体制加算の届出を行っている 等	1,203 -	1,259 -	1,365 -	
新 超急性期脳卒中加算	・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・薬剤師が常時配置されている 等	-	-	651 -	
新 妊産婦緊急搬送入院加算	・緊急の分娩にも対応できる十分な整備 等	-	-	1,273 -	
診療録管理体制加算	・1名以上の診療記録管理者の配置 ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等	2,457 703,720	2,718 746,799	2,913 783,669	
新 医師事務作業補助体制加算	・急性期医療を担う病院 ・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 等	-	-	730 179,177	
特殊疾患入院施設管理加算	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟又は精神病棟 ・看護委員の実質配置が10対1以上 等	883 56,051	856 55,646	872 65,907	
新生児入院医療管理加算	・新生児入院医療管理が必要な新生児を概ね7割以上入院させている一般病棟の病室 ・小児科医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師数の比が6対1以上 等	72 742	70 722	78 825	
療養環境加算	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等	1,775 209,430	1,958 226,662	2,848 245,054	
重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等	2,375 -	2,428 -	2,469 -	
療養病棟療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている 機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1～4に区分	1	1,387 85,156	1,547 98,710	1,611 101,269
		2	906 33,050	707 33,315	655 26,803
		3	946 31,436	930 40,539	903 34,005
		4	171 7,487	160 7,387	153 6,919

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
診療所療養病床療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅、食堂・談話室の有無等に応じて1及び2に区分 等	1	720 4,590	662 4,788	603 4,708
		2	1,135 7,546	948 6,444	820 5,732
緩和ケア診療加算	・緩和ケアに係る専従のチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等	66 -	87 -	87 -	
精神科応急入院施設管理加算	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等	209 -	232 -	246 -	
精神科入院時医学管理加算	・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限り)以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等	283 -	309 -	293 -	
新 精神科地域移行実施加算	・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備 ・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等	-	-	243 -	
新 精神科身体合併症管理加算	・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置 ・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等	-	-	874 -	
児童・思春期精神科入院医療管理加算	・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね6割以上入院させる病棟又は治療室 ・当該病棟又は治療室に常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) ・看護師の実質配置が10対1以上 等	9 520	13 631	15 671	
がん診療連携拠点病院加算	・がん診療連携拠点病院の指定を受けている 等	134 -	301 -	358 -	
栄養管理実施加算	・常勤の管理栄養士が1名以上配置されている ・患者の入院時に患者ごとの栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士等医療従事者が共同して、入院患者ごとの栄養状態、摂食機能等を考慮した栄養管理計画を作成 等	7,995 -	8,337 -	8,449 -	
医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等	1,080 423,249	1,409 505,528	1,522 529,515	
褥瘡患者管理加算	・適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられている ・褥瘡対策を行う適切な設備を有する 等	7,564 1,246,145	7,602 1,244,381	7,739 1,235,131	
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等	186 -	280 -	344 -	
新 ハイリスク妊娠管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等	-	-	1,722 -	

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
		ハイリスク分娩管理加算	702 281,194	708 267,079
新 退院調整加算	-	-	2,613	
新 後期高齢者総合評価加算	-	-	1,041	
新 後期高齢者退院調整加算	-	-	2,621	

(3) 特定入院料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
		救命救急入院料	188 4,772	197 5,602
特定集中治療室管理料	554 3,750	569 3,966	592 4,307	
ハイケアユニット入院医療管理料	52 670	59 685	68 776	
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	28 186	49 289	58 355	
新生児特定集中治療室管理料	199 1,302	199 1,280	198 1,329	

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
		総合周産期特定集中治療室管理料	66 (病床数) 501	72 (病床数) 486
母体・胎児集中治療室管理料	732 (病床数)	831 (病床数)	781 (病床数)	
新生児集中治療室管理料				
広範囲熱傷特定集中治療室管理料	24 51	24 51	25 52	
一類感染症患者入院医療管理料	15 83	16 35	19 79	
特殊疾患入院医療管理料	62 1,154	52 817	39 606	
小児入院医療管理料	1 8,301	1 9,166	2 7,986	
	2 290	2 300	3 329	
	8,277	9,029	8,868	
	105	110	105	
	-	-	-	
回復期リハビリテーション病棟入院料	1 一般病棟 看護職員の実質配置(4割以上が看護師)が15対1以上 看護補助者の実質配置が30対1以上 等			195 (病床数) 115
	2 一般病棟 療養病棟	794 (病床数) 326	716 (病床数) 366	5,047 (病床数) 311
		670 (病床数) 14,326	794 (病床数) 16,137	716 (病床数) 13,770
		470 (病床数) 21,731	598 (病床数) 27,388	561 (病床数) 25,296

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
		1	848 10,102	981 11,474	1,017 11,951
2			45 900		
亜急性期入院医療管理料	・看護職員の実質配置が13対1以上 ・いずれかの疾患別リハビリテーション科を届出している ・退院患者のうち、転院した者等を除く割合が6割以上 等 ・一般病床のうち、当該病室の病床数の割合等に応じて1及び2に区分	1	114 6,386	92 5,117	84 4,251
		2	190 12,490	144 8,982	109 7,739
特殊疾患病棟入院料	・看護委員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上 ・看護職員が2割以上が看護師 等 ・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分				
緩和ケア病棟入院料	・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・看護師の実質配置が7対1以上 等	1	164 3,135	181 3,498	193 3,780
精神科救急入院料	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が1.6対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等 ・精神科救急医療施設 等	1	22 1,481	32 2,023	42 2,615
		2			
精神科急性期治療病棟入院料	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・精神科救急医療施設 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 ・看護配置等に応じて、1及び2に区分	1	163 7,517	198 9,997	219 10,967
		2	10 516	14 709	20 1,016
新精神科救急・合併症入院料	・救命救急センターを有する病院 ・当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等				0 0
精神療養病棟入院料	・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等 ・精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分	1	794 72,413	799 94,021	819 90,382
		2			
認知症病棟入院料	・当該病棟において、看護職員の最小必要数の割合が2割以上 等 ・看護配置等に応じて、1及び2に区分 ※平成20年度より取りまとめを実施	1	-	-	373
		2	-	-	62

7

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
		1	-	-
2	-	-	1,454	

## 3 短期滞在手術基本料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
		1	89 98	90 105
2	110 34	114 37	123 38	

## 4 医学管理等

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
		1	46 0	54 1	54 2
2	702 2,026	697 2,099	690 2,204		
ウイルス疾患指導料	・専任の医師、専従の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等	1	237 173	245 194	274 253
		2			
高度難聴指導管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等				
喘息治療管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置 ・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師配置 等				
新糖尿病合併症管理料	・小児科を標榜する医療機関	1,324 15,344	1,285 15,393	1,272 15,690	
小児科外来診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分	1	87 219	86 231	95 252
		2	50 3	62 3	64 3

8

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
ニコチン依存症管理料	禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 医療機関の敷地内禁煙 等	554 2,362	934 3,928	1,196 5,604
開放型病院共同指導料 (1)	当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等	729	761	796
地域連携診療計画管理料	対象疾患は大脳骨頭部骨折及び脳卒中 一般病棟の入院患者の平均在院日数が17日以内 等	78	209	改 405
地域連携診療計画退院時指導料	地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等	164 58	604 144	改 1,274 205
ハイリスク妊産婦共同管理料	産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である 年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等	(1) 340 (II) 157	191 498 184	236 646 -
新医療機器安全管理料	生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 臨床工学技士、医師配置等に応じて、1及び2に区分	1 2	- -	2,103 186 389 7
薬剤管理指導料	薬剤師の配置 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	5,531	5,563	5,603 8
新後期高齢者診療料	診療所又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しない病院 後期高齢者の身心の特性を踏まえた当該療養を行うにつき必要な研修を受けた常勤医師が配置	-	-	25 9,538
在宅療養支援診療所	24時間連絡及び住診可能な体制 他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等	9,434	10,477	11,450
新在宅療養支援病院	当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しない 24時間連絡及び住診可能な体制 他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等	-	-	7

9

## 5 在宅医療

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
在宅時医学総合管理料	診療所又は許可病床数が200床未満の病院 在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等	732 14,409	852 15,856	1,039 17,263
在宅末期医療総合診療料	在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っていること 在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等	- 8,177	- 8,736	85 9,574
在宅患者訪問薬剤管理指導料	行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険薬局	(薬局数) 34,448	(薬局数) 35,667	(薬局数) 37,550

## 6 検査

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
血液細胞核酸増幅同定検査	院内検査を行っている病院、診療所 臨床検査を専ら担当する常勤医師の配置 等	466 1	447 1	456 2
検体検査管理加算	院内検査を行っている病院、診療所 等 臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置の有無等に応じて、1～3に区分	3,428 217 757 1	3,481 241 760 1	3,402 240 1,617 30 548 1
新遺伝カウンセリング加算	遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置 患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている	- -	- -	90 13
心臓カテテル法による肺検査の血管内視鏡検査加算	当該検査を行うにつき十分な専用施設 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	381 5	387 4	451 2
人工臓腑	当該検査を行うにつき十分な専用施設 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(医療機関数) 87	(医療機関数) 85	(医療機関数) 51
長期継続頭蓋内脳波検査	当該検査を行うにつき十分な専用施設 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	259	264	280
光トポグラフィー	当該検査を行うにつき十分な機器、施設 一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	0 0	0 0	0 0
神経磁気診断	当該検査を行うにつき十分な機器、施設 3年以上の経験を有する常勤医師の配置 等	25 1	25 1	28 1

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
⑨ 神経学的検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	-	-	1,144 779
中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	8 0	9 0	6 0
補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等	233 213	245 234	256 258
コンタクトレンズ検査料1	・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が3割未満である 等	1,353 5,595	1,398 5,712	1,276 5,526
小児食物アレルギー負荷検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	386 8	410 13	509 184

7 画像診断

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
画像診断管理加算	・放射線科を標榜する医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断が行われているか等に応じて1及び2に区分	1	751 156	792 164	875 195
		2	868	854	891
遠隔画像診断	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等 (受信側)・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	57 18	90 30	117 42
		受信側	32	51	60
ポジトロン断層撮影(PET)	・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)	82 25	110 34	141 38	
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(PET-CT)	・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)	74 28	118 33	149 41	

11

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
CT撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等	2,370 434	3,122 738	3,692 1,047
MRI撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等	1,561 163	1,770 238	1,907 285
⑨ 冠動脈CT撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	-	-	314 6
⑨ 心臓MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	-	-	454 0

8 注射

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 等 ・看護師及び薬剤師が化学療法の経験を5年以上有するか等に応じて、1及び2に区分	1	1,228	1,440	1,074 72
		2	171	282	612 287
⑨ 無菌製剤処理料	・無菌製剤処理を行うにつき十分な施設 ・無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等	-	-	(医療機関数) 1,704 (薬局数) 168	

9 リハビリテーション

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
心大血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 (I)	160	217	286
	・配置人員数に応じて(I)及び(II)に区分 (II)	1	1	5
脳血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 (I)	123	122	111
	・配置人員数に応じて(I)及び(II)に区分 (II)	14	17	16
運動器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 (I)	1,495	1,808	1,980
	・配置人員数に応じて(I)~(III)に区分 (II)	49	60	61
呼吸器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 (I)	3,589	3,399	2,240
	・配置人員数に応じて(I)及び(II)に区分 (II)	1,255	1,366	1,082
難病患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 (I)	4,225	4,466	4,637
	・配置人員数に応じて(I)及び(II)に区分 (II)	2,677	3,103	3,292
障害児(者)リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 (I)	1,169	1,062	976
	・配置人員数に応じて(I)及び(II)に区分 (II)	643	644	644
新)集団コミュニケーション療法料	・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	2,435	2,561	2,719
	・専任の常勤医師、専従の従事者 等	69	87	105
難病患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	1,016	997	967
	・専任の常勤医師、専従の従事者 等	175	168	165
障害児(者)リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	51	45	41
	・専任の常勤医師、専従の従事者 等	52	51	51
新)集団コミュニケーション療法料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等	221	205	220
	・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	68	66	94
医療保護入院等診療料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等	-	-	1,028
	・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	-	-	93

10 精神科専門療法

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
精神科ショート・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分	301	369	416
	大規模なもの	57	80	90
精神科デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分	247	279	306
	小規模なもの	76	121	152
精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	605	639	663
	大規模なもの	160	177	187
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	444	442	435
	小規模なもの	266	268	275
医療保護入院等診療料	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	120	122	127
	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	75	85	93
医療保護入院等診療料	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	234	260	277
	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等	93	102	113
医療保護入院等診療料	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等	1,199	1,219	1,247
		0	0	0

11 処置

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等	212	268	346
	甲状腺	186	243	321
	副甲状腺			

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
内視鏡下椎弓切除術、内視鏡下椎間板摘出(切除)術(後方切除術に限る)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	69	83	103
内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術に限る)、内視鏡下椎間固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	7	6	6
新)頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	40
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	482	498	520
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	672	709	732
人工内耳埋込術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	96	96	99
新)上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	24
同種死体肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	6	6	6
新)生体部分肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	5
経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	263	256	308
経皮的中等心筋焼灼術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	282	294	315
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	2,713	2,734	2,958
両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	235	266	291
埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	251	292	328
新)両室ペースリング機能付き埋込型除細動器移植術及び両室ペースリング機能付き埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	216

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
大動脈バルーンポンピング法(IABP法)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	1,566	1,595	1,617
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	152	149	143
埋込型補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	5	5	5
同種心臓移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	7	6	6
同種心肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	3	3	3
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	416	423	429
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	68	68	72
同種死体肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	9	10	12
同種死体膵移植術、同種死体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	8	8	10
新)腹腔鏡下小切開副腎摘出術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	32
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	866	889	897
新)腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	34
同種死体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	126
生体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ※平成20年度より施設基準を設けている。	-	-	148
新)焦点式高エネルギー超音波療法	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	4

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	27	35	41
新)腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	35
医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	・必要な体制及び医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等	3,970	4,645	4,677
輸血管理料	・必要な医師及び従事者の配置 ・輸血製剤の適正使用 等 (I) ・医師及び従事者の配置等に応じて(I)及び(II)に区分 (II)	138	217	260
		606	733	827

13 麻酔

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
麻酔管理料	・算定する旨を地方厚生(支)局長へ届け出た麻酔科を標榜する保険医療機関	2,710	2,739	2,800

14 放射線治療

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	423	438	452
新)外来放射線治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置 ・当該治療を行うために必要な機器、施設 等	-	-	412
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	558	575	589
新)強度変調放射線治療(IMRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	-	-	47
直線加速器による定位放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	131	159	195

15 テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
術中迅速病理組織標本作製	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側)・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	42	58	69
		受信側	0	1	0
		送信側	21	30	36

16 歯科

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
地域歯科診療支援病院 歯科初診料	・常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・当該歯科医療にかかる紹介率 等	176	152	224
新)歯科外来診療環境体制加算	・歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	-	-	2,868
臨床研修病院入院診療加算	・単独型若しくは管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院 ・研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認する体制 ・臨床研修を行うにつき十分な体制の整備 等	48	96	80
新)地域歯科診療支援病院入院加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っていること ・地域において歯科診療を担う別の保険医療機関との連携体制が確保されていること	-	-	86
新)医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等	-	-	75
歯科治療総合医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること ・歯科衛生士又は看護師の配置 等	10,652	10,391	10,544
新)在宅療養支援歯科診療所	・後期高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等	-	-	3,039
地域医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等	8,791	8,586	8,578
新)齲蝕歯無痛の窩洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等	-	-	1,436
医科点数表第2章第9部の通則4に掲げる手術	・必要な体制の整備及び歯科医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等	79	99	72

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
新)歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置	-	-	4,936
補綴物維持管理料	・補綴物の維持管理を行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関	66,639	67,270	67,372
歯科矯正診断料	・障害者自立支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	780	894	967
顎口腔機能診断料	・障害者自立支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	659	690	756

17 調剤

	施設基準の概要	届出薬局数		
		平成18年	平成19年	平成20年
新)後発医薬品調剤体制加算	・処方せんの受付回数のうち、後発医薬品を調剤した処方せんの受付回数の割合が3割以上 ・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の見えやすい場所に掲示 等	-	-	34,941

18 その他

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
入院時食事療養(1)	・管理栄養士又は栄養士により行われている ・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等	8,377 1,733	8,420 1,823	8,414 1,811

## 主な選定療養に係る報告状況

- 保険医療機関等から地方厚生(支)局への報告が必要な事項のうち、主な事項について全国の状況を集計したものである。
- 届出状況については、地方厚生(支)局において閲覧に供することとしている。

### 1 特別の療養環境の提供

#### (1) 特別の療養環境の提供に係る病床数の推移

区 分	平成17年7月1日現在	平成18年7月1日現在	平成19年7月1日現在	平成20年7月1日現在
特別の療養環境の提供に係る 病床数(総病床数に占める割合)				
	床 %	床 %	床 %	床 %
1人室	148,173 (10.3)	152,216 (10.6)	153,092 (10.8)	158,753 (11.1)
2人室	60,558 (4.2)	59,477 (4.2)	57,741 (4.1)	57,138 (4.0)
3人室	5,952 (0.4)	6,055 (0.4)	5,846 (0.4)	6,056 (0.4)
4人室	23,467 (1.6)	25,312 (1.8)	27,958 (2.0)	30,383 (2.1)
合 計	238,150 (16.6)	243,060 (17.0)	244,637 (17.3)	252,330 (17.6)
当該医療機関における総病床数	1,432,811床	1,430,736床	1,417,307床	1,434,004床

#### (2) 1日当たり徴収額 金額階級別病床数

##### ① 平成17年7月1日現在

	(床)												105,001円 ~	合 計	1日当たり 平均徴収額 (推計)
	~ 1,050円	~ 2,100円	~ 3,150円	~ 4,200円	~ 5,250円	~ 8,400円	~ 10,500円	~ 15,750円	~ 31,500円	~ 52,500円	~ 105,000円	~			
1人室	6,095	13,489	20,515	16,122	21,938	29,959	15,076	13,825	9,581	1,294	271	8	148,173	6,914円	
2人室	12,738	17,517	12,152	5,160	5,148	4,378	2,050	1,274	137	2	2	0	60,558	2,919円	
3人室	1,362	1,815	1,043	764	378	473	94	23	0	0	0	0	5,952	2,566円	
4人室	8,132	6,292	3,988	1,393	1,672	1,712	208	54	16	0	0	0	23,467	2,300円	
合 計	28,327	39,113	37,698	23,439	29,136	36,522	17,428	15,176	9,734	1,296	273	8	238,150	5,335円	

参考 最低 50円  
最高 210,000円

1

##### ② 平成18年7月1日現在

	(床)												105,001円 ~	合 計	1日当たり 平均徴収額 (推計)
	~ 1,050円	~ 2,100円	~ 3,150円	~ 4,200円	~ 5,250円	~ 8,400円	~ 10,500円	~ 15,750円	~ 31,500円	~ 52,500円	~ 105,000円	~			
1人室	6,321	13,705	20,985	17,087	22,556	30,590	15,126	14,287	9,940	1,320	284	15	152,216	7,267円	
2人室	12,701	17,257	11,744	5,269	4,914	4,197	2,043	1,143	205	4	0	0	59,477	3,058円	
3人室	1,428	1,748	1,118	772	391	443	135	14	0	6	0	0	6,055	2,743円	
4人室	8,819	6,569	4,307	1,527	2,248	1,580	212	34	16	0	0	0	25,312	2,400円	
合 計	29,269	39,279	38,154	24,655	30,109	36,810	17,516	15,478	10,161	1,330	284	15	243,060	5,617円	

参考 最低 50円  
最高 210,000円

##### ③ 平成19年7月1日現在

	(床)												105,001円 ~	合 計	1日当たり 平均徴収額 (推計)
	~ 1,050円	~ 2,100円	~ 3,150円	~ 4,200円	~ 5,250円	~ 8,400円	~ 10,500円	~ 15,750円	~ 31,500円	~ 52,500円	~ 105,000円	~			
1人室	6,218	13,718	20,655	16,992	22,978	31,546	14,574	14,298	10,486	1,303	284	40	153,092	7,336円	
2人室	12,319	16,447	11,635	5,108	4,748	4,237	1,911	1,139	164	12	1	20	57,741	3,101円	
3人室	1,361	1,680	1,019	753	336	565	124	8	0	0	0	0	5,846	2,778円	
4人室	9,749	7,684	4,521	1,606	2,428	1,790	121	43	16	0	0	0	27,958	2,357円	
合 計	29,647	39,529	37,830	24,459	30,490	38,138	16,730	15,488	10,666	1,315	285	60	244,637	5,658円	

参考 最低 50円  
最高 210,000円

## ④ 平成20年7月1日現在

(床)

	~ 1,050円	~ 2,100円	~ 3,150円	~ 4,200円	~ 5,250円	~ 8,400円	~ 10,500円	~ 15,750円	~ 31,500円	~ 52,500円	~ 105,000円	105,001円 ~	合計	1日当たり 平均徴収額 (推計)
1人室	6,357	13,582	21,126	17,425	24,125	32,413	15,201	15,776	11,042	1,349	298	59	158,753	7,437円
2人室	12,090	16,369	11,224	5,129	4,812	4,251	1,896	1,186	140	12	15	14	57,138	3,124円
3人室	1,511	1,667	1,140	695	419	504	109	8	3	0	0	0	6,056	2,705円
4人室	10,033	8,463	4,973	2,017	2,847	1,832	136	74	8	0	0	0	30,383	2,394円
合計	29,991	40,081	38,463	25,266	32,203	39,000	17,342	17,044	11,193	1,361	313	73	252,330	5,740円

参考 最低 50円  
最高 210,000円

## 2 病床数が200以上の病院について受けた初診

## (1) 報告医療機関数の推移

	平成17年7月1日現在	平成18年7月1日現在	平成19年7月1日現在	平成20年7月1日現在
報告病院数	1,134	1,135	1,162	1,180

参考 徴収額の最低 210円  
最高 8,400円

## (2) 金額階級別医療機関数

## ① 平成17年7月1日現在

	~ 525円	~ 1,050円	~ 1,575円	~ 2,100円	~ 2,625円	~ 3,150円	~ 3,675円	~ 4,200円	~ 4,725円	~ 5,250円	5,251円 ~	合計
病院数	109	366	277	195	88	75	2	14	0	6	2	1,134

## ② 平成18年7月1日現在

	~ 525円	~ 1,050円	~ 1,575円	~ 2,100円	~ 2,625円	~ 3,150円	~ 3,675円	~ 4,200円	~ 4,725円	~ 5,250円	5,251円 ~	合計
病院数	86	336	272	214	85	104	4	17	1	13	3	1,135

3

## ③ 平成19年7月1日現在

	~ 525円	~ 1,050円	~ 1,575円	~ 2,100円	~ 2,625円	~ 3,150円	~ 3,675円	~ 4,200円	~ 4,725円	~ 5,250円	5,251円 ~	合計
病院数	84	336	269	219	96	116	3	17	1	18	3	1,162

## ④ 平成20年7月1日現在

	~ 525円	~ 1,050円	~ 1,575円	~ 2,100円	~ 2,625円	~ 3,150円	~ 3,675円	~ 4,200円	~ 4,725円	~ 5,250円	5,251円 ~	合計
病院数	87	310	261	229	98	144	3	21	2	22	3	1,180

## 3 予約に基づく診療

	平成17年7月1日現在	平成18年7月1日現在	平成19年7月1日現在	平成20年7月1日現在
報告医療機関数	89	200	248	289

参考 予約料の最低 100円  
最高 75,000円

## 4 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診療

	平成17年7月1日現在	平成18年7月1日現在	平成19年7月1日現在	平成20年7月1日現在
報告医療機関数	123	134	187	212

参考 徴収額の最低 200円  
最高 8,400円

## 5 金属床による総義歯の提供

	平成17年7月1日現在	平成18年7月1日現在	平成19年7月1日現在	平成20年7月1日現在
報告医療機関数	29,294	27,375	27,364	22,539

参考 1床当たり平均額(推計) 302,419円

4

6 齶蝕に罹患している患者の指導管理

	平成17年7月1日現在	平成18年7月1日現在	平成19年7月1日現在	平成20年7月1日現在
報告医療機関数	17,581	15,464	14,884	12,211
	参考 平均額(推計)			
	フッ化物局所応用(1口腔1回につき)			1,897円
	小窩裂溝填塞(1歯につき)			1,834円

7 病床数が200以上の病院について受けた再診

	平成17年7月1日現在	平成18年7月1日現在	平成19年7月1日現在	平成20年7月1日現在
報告医療機関数	83	98	92	108
	参考 徴収額の最低			10円
	最高			4,200円

8 入院期間が180日を超える入院

	平成17年7月1日現在	平成18年7月1日現在	平成19年7月1日現在	平成20年7月1日現在
報告医療機関数	7,253	4,633	4,431	4,297
	参考 徴収した料金(1人1日当たり)最低			200円
	最高			6,360円

5

9 医療点数表及び歯科点数表に規定する回数を超えて受けた診療

	平成17年7月1日現在	平成18年7月1日現在	平成19年7月1日現在	平成20年7月1日現在
報告医療機関数	—	—	337	695
内訳(複数選択有り)				
検査			265	267
リハビリテーション			240	604
精神科専門療法			10	12
	参考 徴収した料金(1人1日当たり)			
	検査 最低			340円
	最高			4,200円
	リハビリテーション 最低			10円
	最高			10,000円
	精神科専門療法 最低			200円
	最高			10,000円

中医協 総 - 5  
21.3.25

医政発第0226001号  
保発第0226001号  
平成21年2月26日

都道府県知事  
地方厚生(支)局長

殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省保険局長

照会先  
厚生労働省  
健康局疾病対策課臓器移植対策室  
担当者 平塚 03-5253-1111 (内線 2366)  
医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室  
担当者 江原 03-5253-1111 (内線 2912)  
保険局医療課  
担当者 待鳥 03-5253-1111 (内線 3270)

平成21年2月26日

ポーンマロウコレクションシステムの製造販売の承認及び保険適用について

米国バイオアクセス社から1月28日に承認申請が提出された骨髄移植用の「ポーンマロウコレクションシステム」については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)において迅速に審査が行われてきましたが、本日開催された薬事・食品衛生審議会医療機器・体外診断薬部会に審査結果を報告の上、薬事法に基づく製造販売の承認を行うとともに保険適用しましたので、ご報告します。

「ポーンマロウコレクションシステム」(決定区分A1)の保険適用について

平成21年2月26日付けでバクスター株式会社から保険適用希望書が提出された「ポーンマロウコレクションシステム」(決定区分A1(包括))については、本日から希望どおり保険適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対して周知徹底を図りたい。

なお、医療機器の保険適用については、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」(平成20年2月13日医政発第0213006号及び保発第0213004号)に基づき実施しているところであり、決定区分A1(包括)として保険適用することが適当と判断したものについては、保険適用希望書が受理された日から起算して後、20日を経過した日から保険適用とすることとしているところであるが、今回の「ポーンマロウコレクションシステム」については、類似の医療機器の供給が不足し、従来実施できていた骨髄移植の実施に多大なる影響が生じることが強く懸念されることから、保険適用の適否を迅速に判断したものであることを申し添える。

承認申請日: 平成21年1月28日

承認日: 平成21年2月26日

承認申請者: BioAccess, Inc.

選任製造販売業者: バクスター株式会社

供給見込: バクスター社が320キットを輸入済みであり、直ちに供給開始予定。

なお、3月第2週までの骨髄移植については、バクスター社製「ポーンマロウコレクションキット」が確保されており、バイオアクセス社製品が使用されるのは、3月第3週以降と予想される。

(参考)

「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」(抜粋)(平成20年2月13日医政発第0213006号、保発第0213004号)

1～2(1) 省略

2(2) 保険適用時期

決定区分A1(包括)、A2(特定包括)又はB(個別評価)として希望のあった医療機器について、希望どおり保険適用することが適当と判断したものについては、決定区分に応じそれぞれ次のとおり保険適用する。ただし、(4)の保険適用不服意見書の提出を行った場合、保険適用希望書の内容等に係る不備の補正を指示した場合及び追加資料の要求等を行った場合はこの限りでない。

① 決定区分A1(包括)

保険適用希望書が受理された日(内容等に係る不備の補正が終了した日)から起算して後、20日(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除いて計算する日数とする)を経過した日から保険適用とする。

以下略